

(案)

資料 1

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）

令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

令和 5（2023）年 2 月

新 宿 区

資源循環型社会の構築を目指して

区では、平成30（2018）年1月に「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組んでまいりました。

計画策定から5年が経過し、近年、国の廃棄物・リサイクル行政においては、資源循環型社会の形成への取組が一層進んでいます。令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、区は食品ロス削減に関する地域特性に応じた取組が求められるとともに、「食品ロス削減推進計画」の策定が努力義務とされました。また、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、区はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化等に努めることとされています。

こうした、国の法制度や社会情勢の変化等を踏まえ、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を改定することとしました。

今回の改定では、引き続き2つの基本的な考え方を基に、これまでの取組の進捗状況や区内の資源・ごみの現況等から新たな課題を整理した上で、3つの柱を立て、施策の見直しや新規設定を行いました。また、計画目標については、「区民一人1日あたりの区収集ごみ量」の目標値を上方修正するとともに、区から発生するごみの6割以上を占める事業系ごみの減量を一層推進していくため、新たに「ごみ総排出量」を設定しました。

また、本計画に内包して、新たに「新宿区食品ロス削減推進計画」を策定しました。フードドライブや食品ロス削減協力店登録制度の実施など、区民、事業者、区が一体となって食品ロス削減を一層推進してまいります。

本計画に掲げられた施策について、具体的に推進し実効性のあるものとしていくためには、行政だけでなく区民や事業者の皆様と連携した取組が必要です。今後とも、本計画の目標達成に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の改定に際しまして、新宿区リサイクル清掃審議会の方々を始め、多くの区民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。



令和5（2023）年2月

新宿区長
吉住 健一

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

目 次

第1章 計画改定の趣旨 1

1 計画改定の目的.....	1
2 計画の概要	2
(1)根拠法令等	2
(2)他の行政計画との関係.....	2
(3)計画期間	3
(4)計画の構成.....	3
(5)計画の進行管理	4

第2章 計画の進捗状況と課題..... 5

1 計画の進捗状況.....	5
(1)計画目標の進捗状況	5
(2)施策の進捗状況.....	6
2 ごみ・資源の現況.....	9
(1)ごみ・資源の処理の流れ.....	9
(2)区が収集するごみの現況	10
(3)家庭ごみの組成	11
(4)一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況	13
(5)区が回収する資源及び資源集団回収の現況.....	14
(6)リサイクル清掃事業に係る経費	15
3 現状から見た課題	16
(1)3 Rの一層の推進	16
(2)事業系ごみの減量と資源化の推進	17
(3)社会情勢の変化に対応したごみの処理.....	17

第3章 基本的な考え方と計画目標 18

1 基本的な考え方	18
2 計画目標	19

第4章 取り組む施策項目	22
1 区民・事業者との協働による3Rの推進	23
2 事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進	26
3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築	27
第5章 食品ロス削減推進計画	29
1 計画の趣旨	29
(1)計画策定の目的	29
(2)計画の位置付け	29
(3)計画期間	29
2 食品ロスの現況	30
(1)国の現況	30
(2)東京都の現況	30
(3)新宿区の現況	31
(4)区におけるこれまでの食品ロス削減に向けた主な取組	35
3 基本的な考え方と計画目標	37
(1)基本的な考え方	37
(2)計画目標	37
4 各主体の役割	38
(1)区民の役割	38
(2)事業者の役割	38
(3)区の役割	39
5 取り組む施策項目	40
(1)区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進	41
(2)食品ロス削減に関する普及啓発	42
(3)区としての率先行動	42
第6章 生活排水処理基本計画	43
資料編	45

文中で*を付けた用語は、資料編の用語解説に説明文を記載しています。

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の目的

区は、平成30（2018）年1月に、令和9（2027）年度までを計画年度とした「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々なリサイクル清掃施策に取り組んできました。

その結果、令和3（2021）年度の区民一人1日あたりの区収集ごみ量は、平成27（2015）年度比で40g（約6.7%）減少するなど、着実に成果を出しています。

しかしながら、計画策定から5年が経過し、区を取り巻く状況は変化し続けています。

令和2（2020）年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、区の総人口・外国人人口が大きく減少しています。区のごみ量にも大きな影響があり、休業要請や時短営業、テレワークの普及や会議のWEB化促進等に伴い、令和2（2020）年度の持込ごみ*（事業所から排出される廃棄物）量が大きく減少した一方、区収集ごみ量は増加しました。このごみ量の傾向については「新たな日常」の定着に伴い、今後も一定程度継続していくことが想定されるため、廃棄物処理やリサイクルの体制を対応させていかなければなりません。

また、国や都では、主に食品ロス*やプラスチックごみに関する法制度や計画、目標値の見直し等があり、区においても、これまでの施策の見直し・再構築が必要です。

さらに、区では、令和3（2021）年6月5日の「環境の日」に、令和32（2050）年までに区内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ*新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しており、CO₂の削減に向け、廃棄物分野からも積極的に取り組むことが重要です。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、今後ごみ減量・リサイクルを一層推進し、資源循環型社会*の構築を目指すため、「新宿区一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

図表 1-1 計画改定に係る主な動向

国際	<p>「持続可能な開発目標（SDGs）」採択（平成27（2015）年9月）</p> <p>17の目標、169のターゲットで構成されている。17の目標の中には、「ごみの適正管理（目標11）」、「食品ロスの削減や資源の有効利用の推進（目標12）」など、リサイクル清掃事業に関する目標が含まれており、地球上の「誰一人取り残さない」としている。</p>
国	<p>「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定（平成30（2018）年6月）</p> <p>持続可能な社会づくりとの統合的取組を掲げ、SDGsと関連付けた政策目標の設定</p> <p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定（令和元（2019）年5月）</p> <p>国・地方公共団体、事業者、消費者等の各主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。</p> <p>「プラスチック資源循環戦略」策定（令和元（2019）年5月）</p> <p>3R+Renewable*（リニューアブル）（再生可能資源への代替）を基本原則とし、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、プラスチックの資源循環を総合的に推進する。</p> <p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定（令和3（2021）年6月）</p> <p>プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全般において、あらゆる主体によるプラスチック資源循環の取組を促進する。</p>
東京都	<p>「ゼロエミッション東京戦略」策定（令和元（2019）年12月）</p> <p>令和32（2050）年の目指すべき姿として、「CO₂実質ゼロのプラスチック利用」を掲げる。</p> <p>「東京都食品ロス削減推進計画」策定（令和3（2021）年3月）</p> <p>平成12（2000）年対比で令和12（2030）年に食品ロス半減、令和32（2050）年に食品ロス実質ゼロを目標とする。</p> <p>「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定（令和3（2021）年9月）</p> <p>①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的な課題への果敢なチャレンジを三本柱とする。</p>

2 計画の概要

(1) 根拠法令等

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、同施行規則第 1 条の 3 に規定する「一般廃棄物*の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」に該当し、ごみ減量・リサイクルを推進するための基本的な政策を定めるものです。

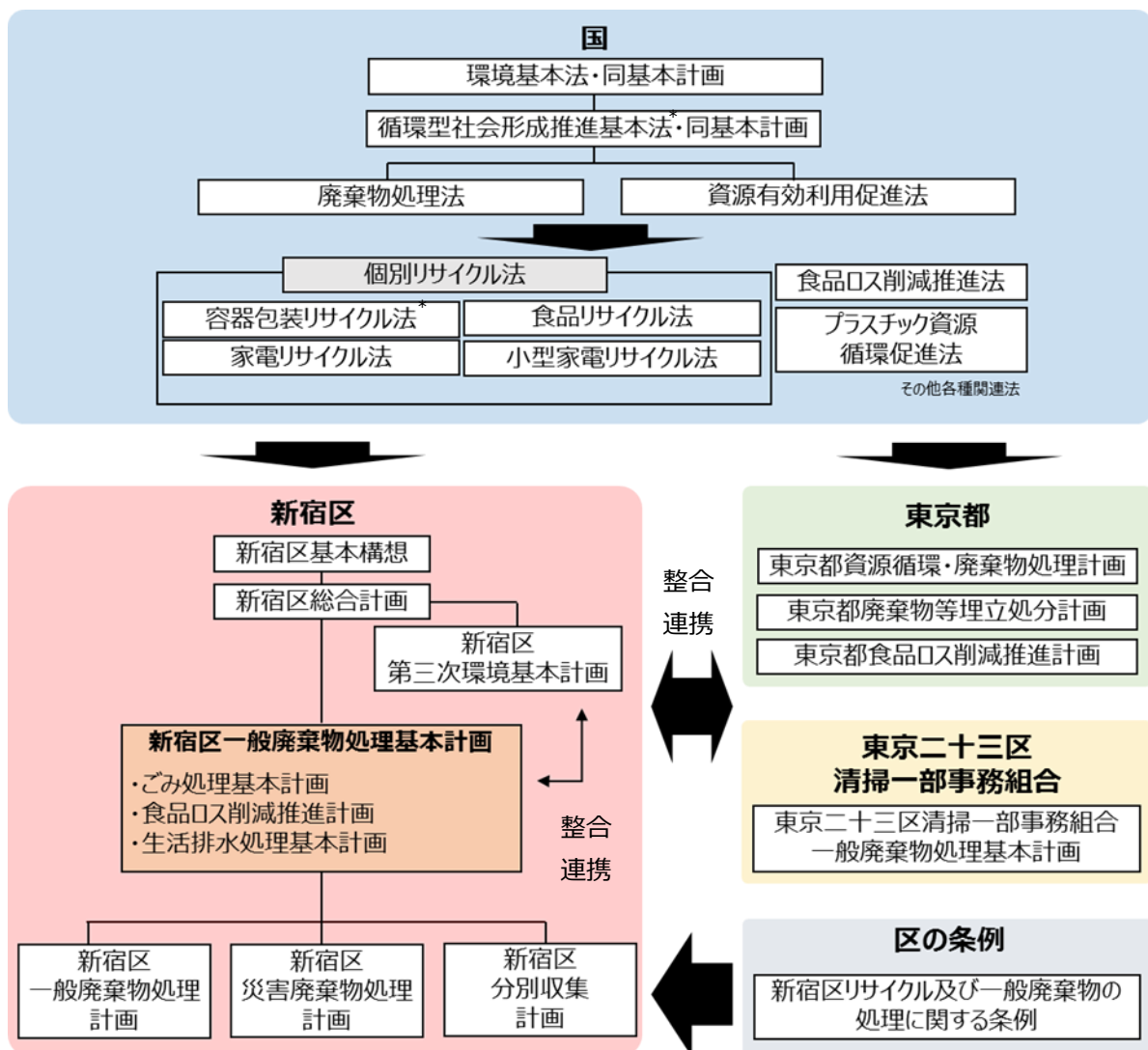
また、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（以下、「条例」という。）第 39 条に規定する計画です。

(2) 他の行政計画等との関係

本計画は、「新宿区基本構想」や「新宿区総合計画」といった上位の計画のもとに定めるものです。また、「新宿区環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

あわせて、国の「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量等に関する基本的な方針」、ごみの中間処理*を共同処理している東京二十三区清掃一部事務組合*の一般廃棄物処理基本計画、最終処分場の管理を行っている東京都の廃棄物処理計画等との連携を図ります。

図表 1-2 他の行政計画等との関係

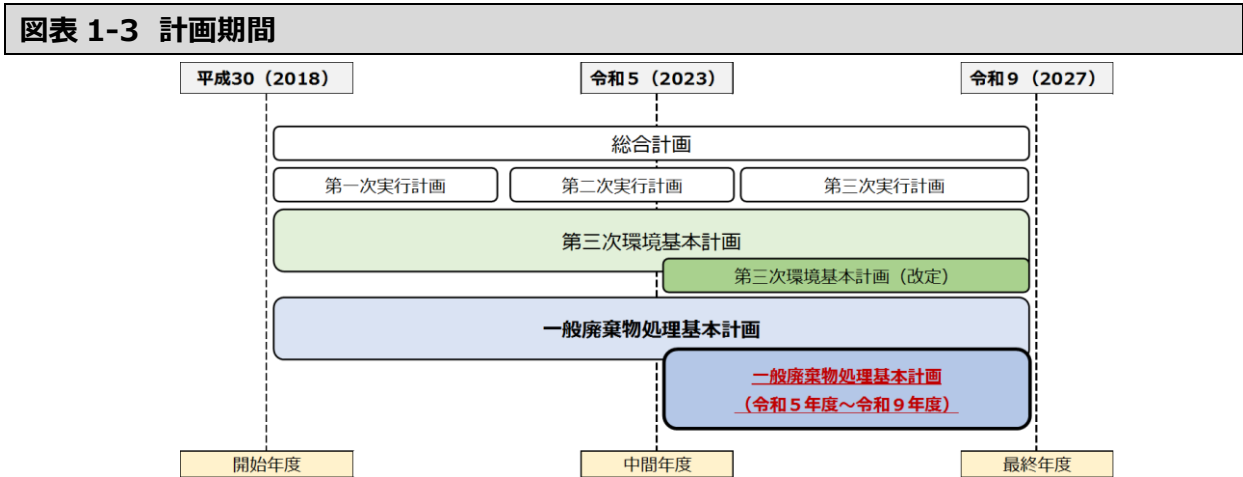


(3) 計画期間

「新宿区一般廃棄物処理基本計画」の計画期間は平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間であり、改定後の計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間であります。

なお、計画の進捗状況、社会経済状況の変化及び関連計画との整合性など、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

また、本計画の具体的な実施に関する事項は毎年度定めていきます。



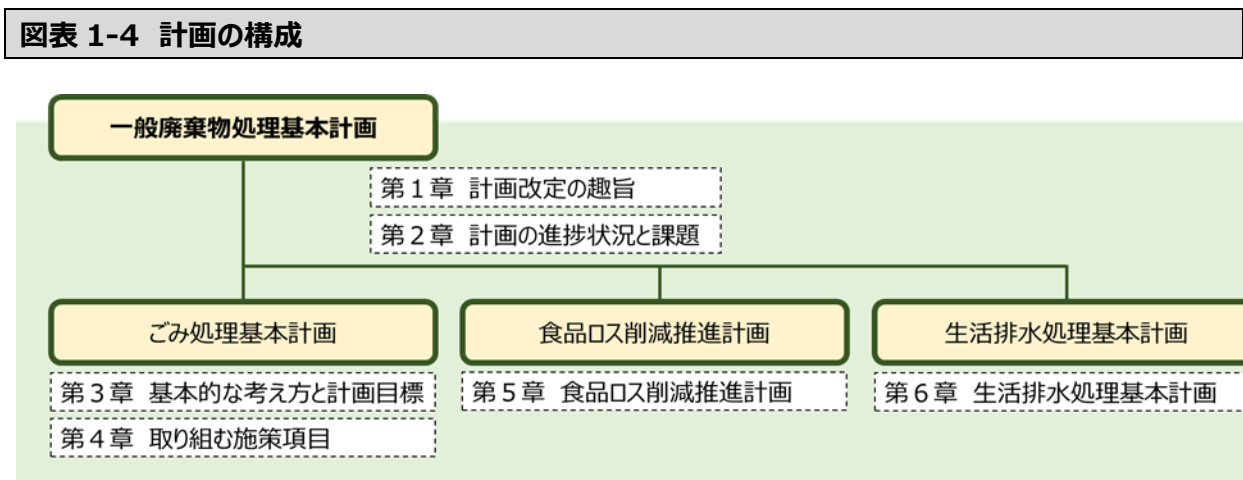
(4) 計画の構成

第 1 章では計画改定の目的、計画期間等の概要を示し、第 2 章では計画の進捗状況及び課題を記載しています。

第 3 章及び第 4 章は「ごみ処理基本計画」として、計画の基本的な考え方及び計画目標（第 3 章）、計画目標達成に向けて取り組む施策項目（第 4 章）を記載しています。

第 5 章は「食品ロス削減推進計画」として、「ごみ処理基本計画」に掲げた取り組む施策項目のうち、重点的な取組の一つである食品ロス*の削減について、基本的な考え方及び計画目標、計画目標達成に向けて取り組む施策項目を記載しています。

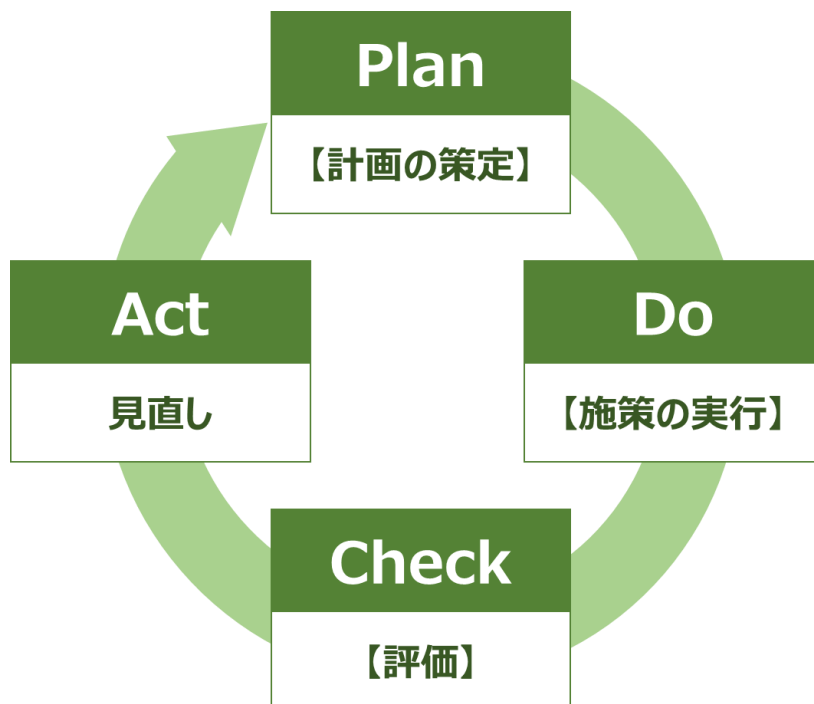
第 6 章は「生活排水処理基本計画」として、し尿や生活雑排水等の生活排水*に係る現状と基本方針について記載しています。



(5) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省）を踏まえ、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、毎年度実施します。

図表 1-5 PDCA サイクルによる計画の進行管理



実施方法	実績数値や各施策の進捗状況等を基に、新宿区リサイクル清掃審議会において毎年度実施します。
評価内容	<ul style="list-style-type: none">● 基本指標（計画目標の進捗確認）<ul style="list-style-type: none">・区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量・ごみ総排出量● 取組指標<ul style="list-style-type: none">・主要な施策の進捗状況
見直しの方法	一般廃棄物処理計画（年度計画）等に反映します。

第2章 計画の進捗状況と課題

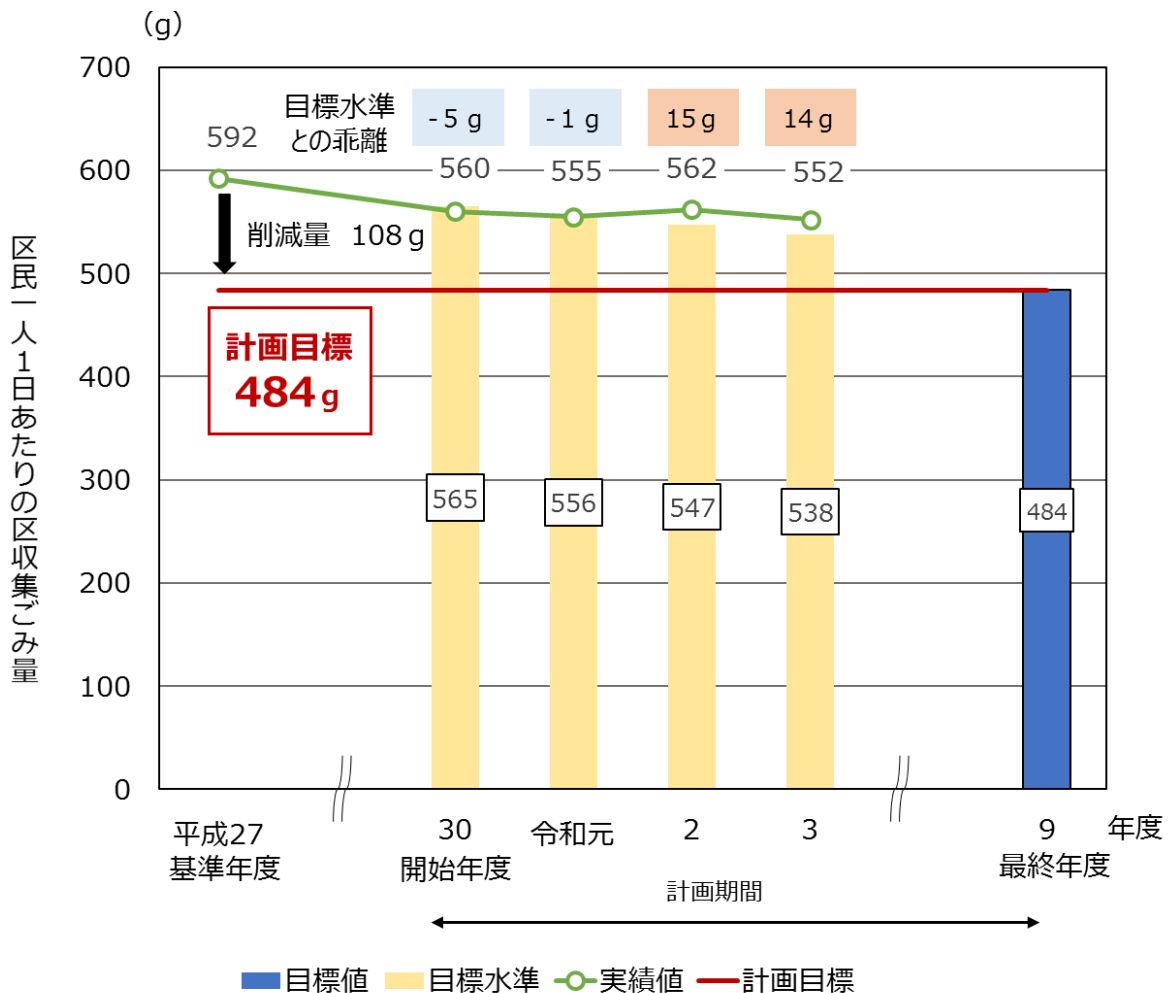
1 計画の進捗状況

(1) 計画目標の進捗状況

平成 30（2018）年 1 月に策定した「新宿区一般廃棄物処理基本計画」では、「区民一人 1 日あたりの区収集ごみ量について、平成 27（2015）年度を基準として令和 9（2027）年度までに 108g 削減し、484g を目指す」という計画目標を掲げ、リサイクル清掃事業を推進してきました。

令和元（2019）年度までは、目標達成に向けて順調に推移していました。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等の影響により増加に転じましたが、令和 3（2021）年度は再び減少に転じており、基準年度である平成 27（2015）年度から 40 g 減少しています。

図表 2-1 計画目標の進捗状況



※目標水準は、目標の削減量（108g）について、基準年度から最終年度（12年間）まで、一定量（9g = 108g ÷ 12年）ずつ削減した場合の各年度の数値です。

(2) 施策の進捗状況

「新宿区一般廃棄物処理基本計画」において掲げた「取り組む施策項目」の進捗状況（平成 30（2018）年度～令和 3（2021）年度）は、下記のとおりです。

図表 2-2 施策の進捗状況

1 ごみ発生抑制によるスリムな社会	
①ごみ発生抑制（リデュース）の推進	
●食品ロス*・生ごみ問題への取組 フードドライブ*の実施や食品ロス削減協力店登録制度*の導入等により、区民・事業者双方への意識向上を図りました。 【実績】 ・食品ロス削減協力店登録店舗数（令和 3 年度末時点）：59 店舗 ・フードドライブによる未利用食品受入量（令和 3 年度）：1,562.8 kg	
●消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進 地域センターまつり等のイベント時やスーパーマーケットなど多数の往来がある場において、マイバッグ持参や簡易包装商品の購入などごみの減量キャンペーンを実施し、区民意識の向上に努めました。	
②不用品再使用（リユース）の推進	
●リサイクル活動センターの充実 「もいちど倶楽部」や、家具リユース事業、日用品修理再生事業を実施しました。また、区民・事業者との協働によるイベントを開催しました。	
●不用品再使用のための情報提供 不要になった洋服等を引き取る「洋服ポスト」をリサイクル活動センターで実施しました。	
③区民・事業者・区の連携	
●新宿区 3 R 推進協議会*の運営 新宿エコ自慢ポイントの参加者の拡大を図るとともに、新宿駅西口イベント広場での 3 R 推進キャンペーンイベントや新宿区 3 R 推進協議会への新規加入団体参加勧誘を継続的に実施しました。 【実績】 ・新宿エコ自慢ポイント累計登録者数（令和 3 年 12 月末時点）：3,659 人	
●大学・専門学校との連携 食品ロス削減シンポジウムや 3 R 推進キャンペーンイベント等において、区内の大学・専門学校等と連携した普及啓発を実施しました。	
④地域で活躍する人材の育成	
●環境学習の充実 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応して、感染防止策に留意し実施しました。	

●人材を育成する講座等の充実

3 R *のリーダーを養成する講座を開設し、継続的に地域で活躍できる人材育成に努めました。
また、身近な生活の知恵、ものを大切に作る心や技を伝えるとともに、ごみ減量の新しい取組方法等についての講座を開催しました。

【実績】

・リサイクル活動センターにおける講座実施状況（令和3年度）

開催回数：26回 受講者数：186名

⑤家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

●家庭ごみ有料化などの今後の課題の検討

「使い捨て型ライフスタイル」の見直しに向けたレジ袋有料化について、チラシを作成・配布したほか、区ホームページ、広報新宿等にて周知・啓発を図りました。

また、家庭ごみの有料化について、適宜検討しましたが、収集方法の変更や不法投棄増加への懸念など課題があることから実施には至りませんでした。

2 資源回収の拡充による循環する社会

①資源集団回収*の促進

新規団体への案内に努め、集団回収の促進を行いました。

【実績】

・登録団体数（令和3年度）：564団体

（内訳）町会・自治会：192団体、マンション管理組合等：372団体

②現行の資源回収の徹底

パンフレット、リサイクル広報紙「すてないで」等により区民及び団体への周知を行いました。

③新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみ等の資源化拡大について検討しました。

3 事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会

①事業者への指導

●事業用大規模建築物*への指導

大規模事業者へは、提出された再利用計画書*を基に、立入検査を行い廃棄物処理についての是正指導を行いました。

小規模事業者へは、指導用のDVDやe-ラーニングを周知することにより研修効果を高めることに努めました。

【実績】

・立入検査件数（令和3年度）：115件

・廃棄物管理責任者*講習会参加人数（令和3年度）：219人

●少量排出事業者への指導

ごみ処理券貼付に関する指導及び繁華街地域の分別指導を行いました。

●一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

事業活動に伴って生じた一般廃棄物*を収集する一般廃棄物収集運搬業者等へ適切な許可を行うとともに、許可更新時の立入検査等を通じて指導を行いました。

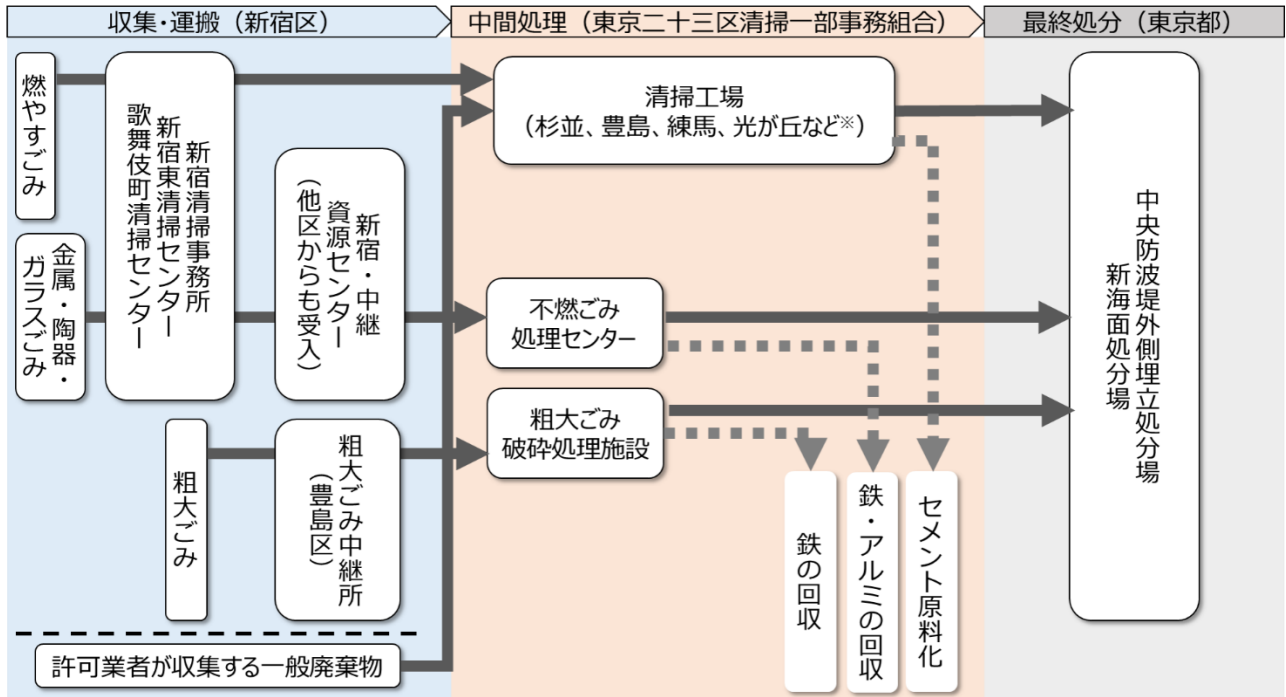
<p>②事業系ごみの減量と資源化の促進</p> <p>● 事業者の排出者責任*に基づくごみの減量・資源化の推進 事業用大規模建築物への立入検査等の機会を通じ、排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進を図りました。</p> <p>● 事業系ごみの区による収集の見直し 日量基準の見直しについて検討しましたが、区収集を利用する事業者の正確な把握や周知方法等に課題があるため、実施には至っていません。</p> <p>● 拡大生産者責任*の考え方に基づく国や事業者への働きかけ 特別区長会を通じて、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者による応分の費用負担を明確化するよう要望しました。</p>
<p>4 適正なごみ処理を行う社会</p>
<p>①ごみの適正な分別と排出の徹底</p> <p>● 多様な普及啓発 外国人向け多言語パンフレット、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等により普及啓発を行いました。</p> <p>● ふれあい指導*の強化 分別排出や事業者への指導及び周知を行いました。</p> <p>● 住宅建築時等の適正な資源・ごみ集積所等の設置 資源・ごみを適正に排出させるため、施設面での条件整備を指導しました。</p>
<p>②不法投棄への対応</p> <p>不法投棄対策用カメラの活用及び夜間パトロールを実施しました。 【実績】 ・夜間パトロール実施日数（令和3年度）：208日</p>
<p>③医療系廃棄物*の適正処理の推進</p> <p>医療関係機関等への周知啓発を行いました。</p>
<p>④作業の効率化と適切な費用負担</p> <p>● 収集運搬作業の効率化 環境負荷の少ない車両の使用、適正処理困難物の対応及び「資源・ごみ集積所」の適正管理のための指導を行いました。</p> <p>● 新宿中継・資源センターの運営 金属・陶器・ガラスごみの積替施設として適切に運営しました。</p> <p>● 適切な費用負担 他区や東京二十三区清掃一部事務組合*と調整しながら、ごみ処理原価を算定し、廃棄物処理手数料の適正化を図りました。</p>
<p>⑤東京二十三区清掃一部事務組合等との連携</p> <p>東京二十三区清掃一部事務組合等と連携し、環境負荷の少ない中間処理*を実施するとともに、都と連携し、最終処分場の延命化に向けた施策に協力しました。</p>
<p>⑥災害廃棄物への対応</p> <p>令和2年3月に区の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定めた、「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定しました。</p>

2 ごみ・資源の現況

(1) ごみ・資源の処理の流れ

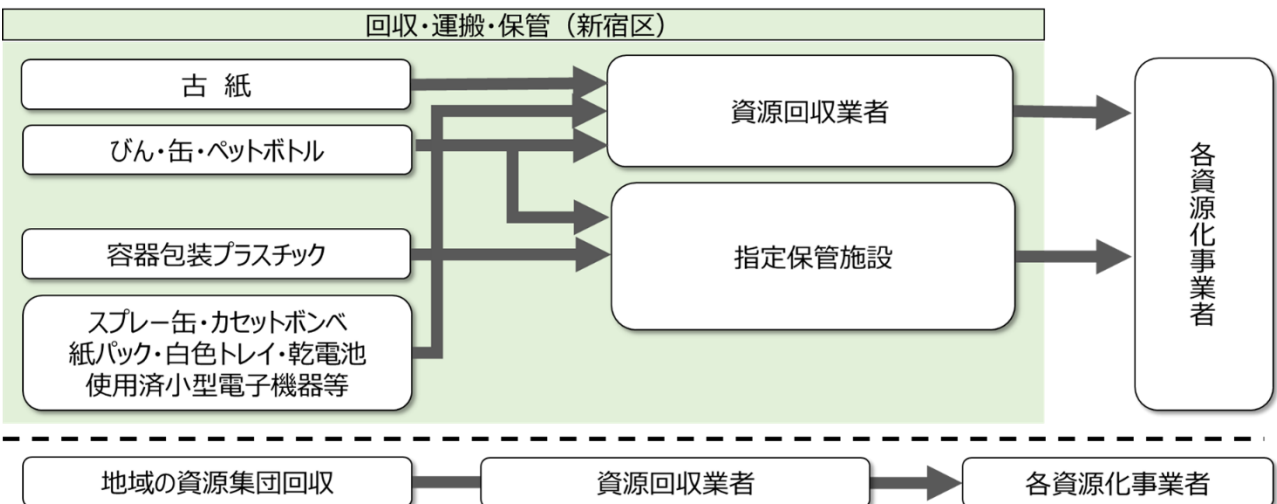
図表 2-3 ごみ・資源の処理の流れ

【ごみ処理の流れ】



※清掃工場の稼働状況等により変更となる場合があります。

【資源の流れ】



(2) 区が収集するごみの現況

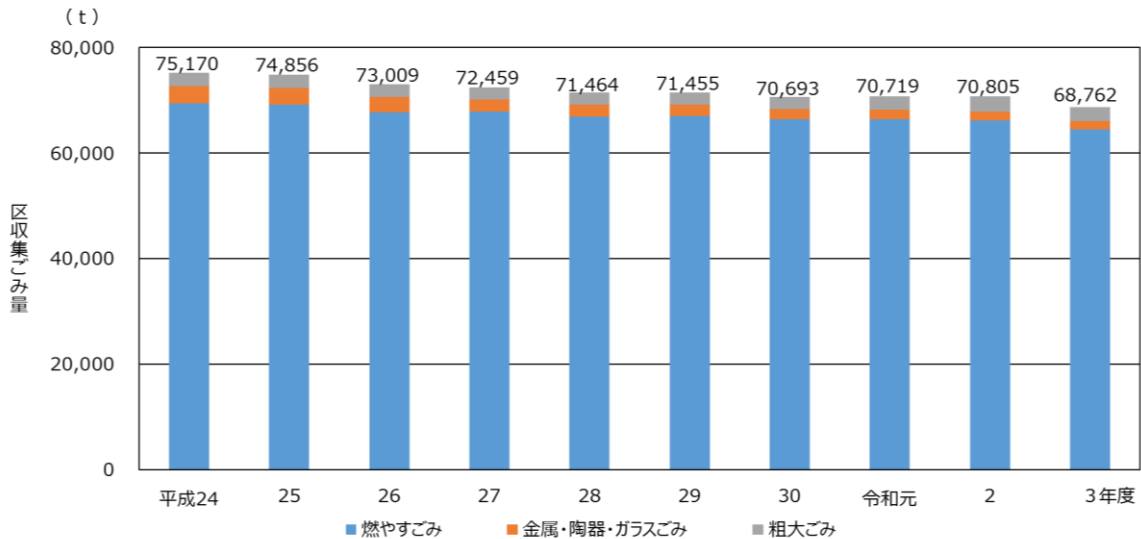
区が収集するごみ量は、平成元（1989）年度の 204,490 t をピークに年々減少を続け、令和 3 年度には 68,762 t と約 3 分の 1 となっています。

区民一人 1 日あたりのごみ量は、令和元（2019）年度まで減少していましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響等により増加しました。令和 3（2021）年度は再び減少に転じ、552 g となっています。

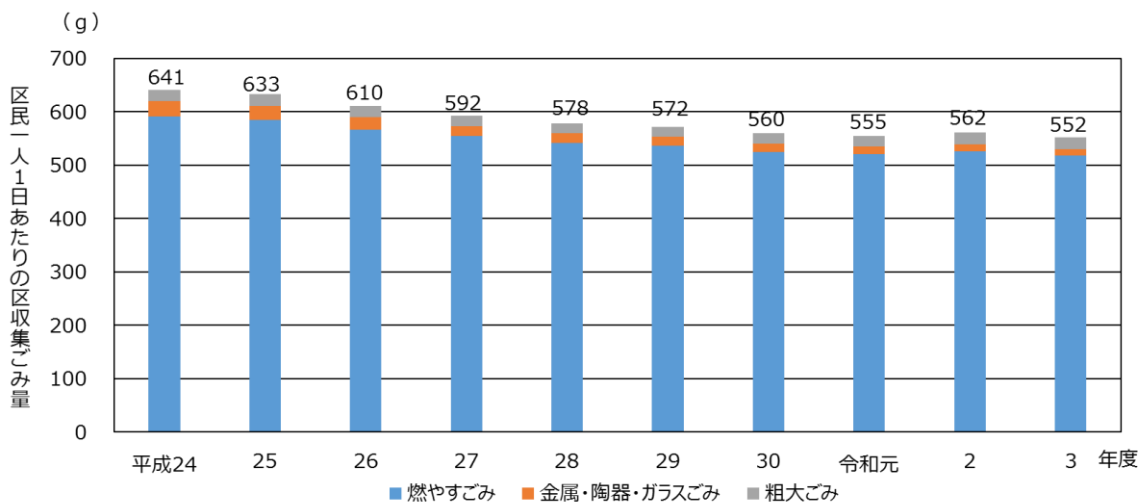
図表 2-4 区が収集するごみ量の推移

(単位：t)

種別/年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
燃やすごみ	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903	67,004	66,358	66,446	66,225	64,498
金属・陶器・ガラスごみ	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258	2,164	1,984	1,749	1,670	1,541
粗大ごみ	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303	2,287	2,351	2,524	2,911	2,723
計	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464	71,455	70,693	70,719	70,805	68,762



図表 2-5 区民一人 1 日あたりのごみ量の推移 (区収集ごみ量を区人口で割り返した数値)



(3) 家庭ごみの組成

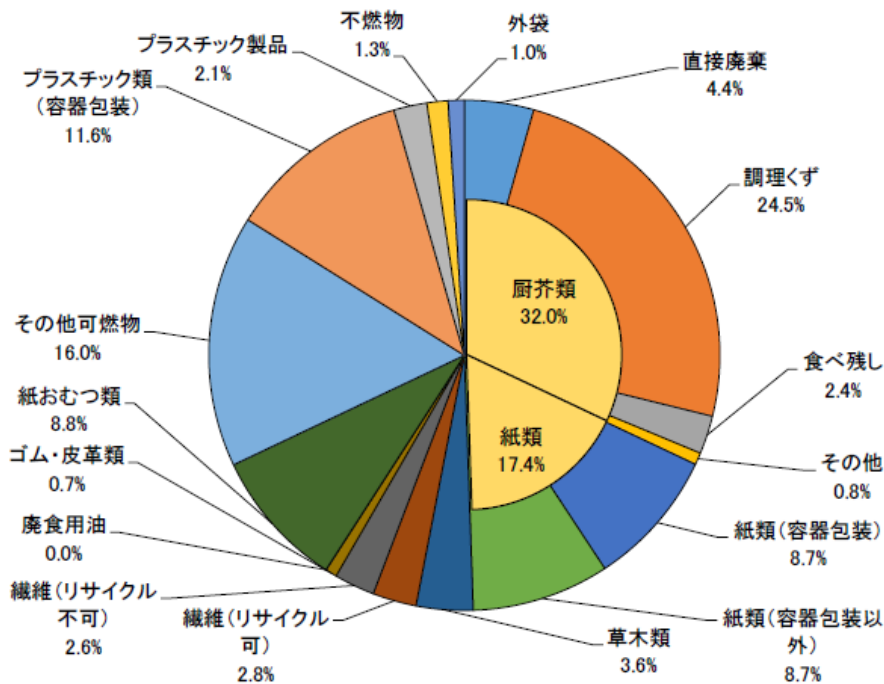
ごみの組成を見ると、燃やすごみでは厨芥*類が 32.0%、紙類が 17.4%を占めており、金属・陶器・ガラスごみでは金属類が 35.8%、陶磁器・石類が 19.3%、ガラスが 15.3%となっています。

また、家庭ごみの中に含まれる資源物の割合は、燃やすごみが25.6%、金属・陶器・ガラスごみが9.8%となっています。

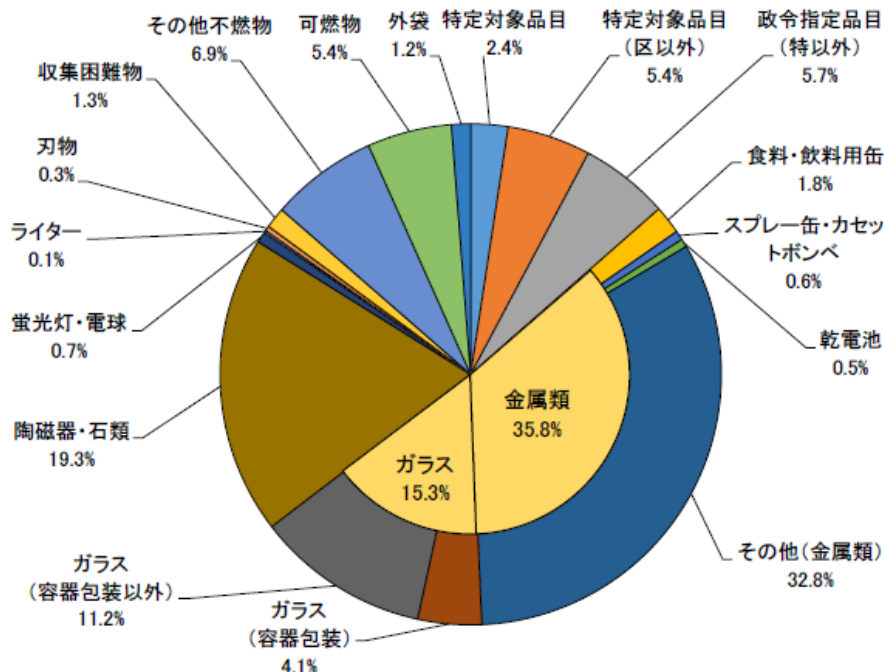
図表 2-6 令和 3（2021）年度 資源・ごみ排出実態調査

●家庭ごみの組成

燃やすごみ

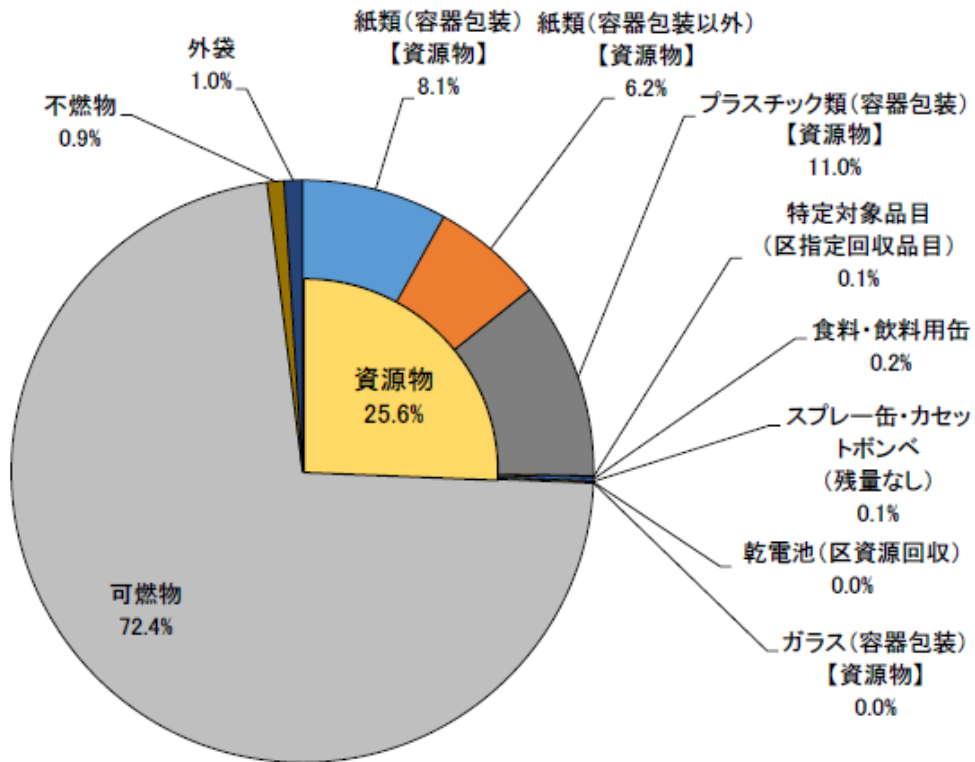


金属・陶器・ガラスごみ

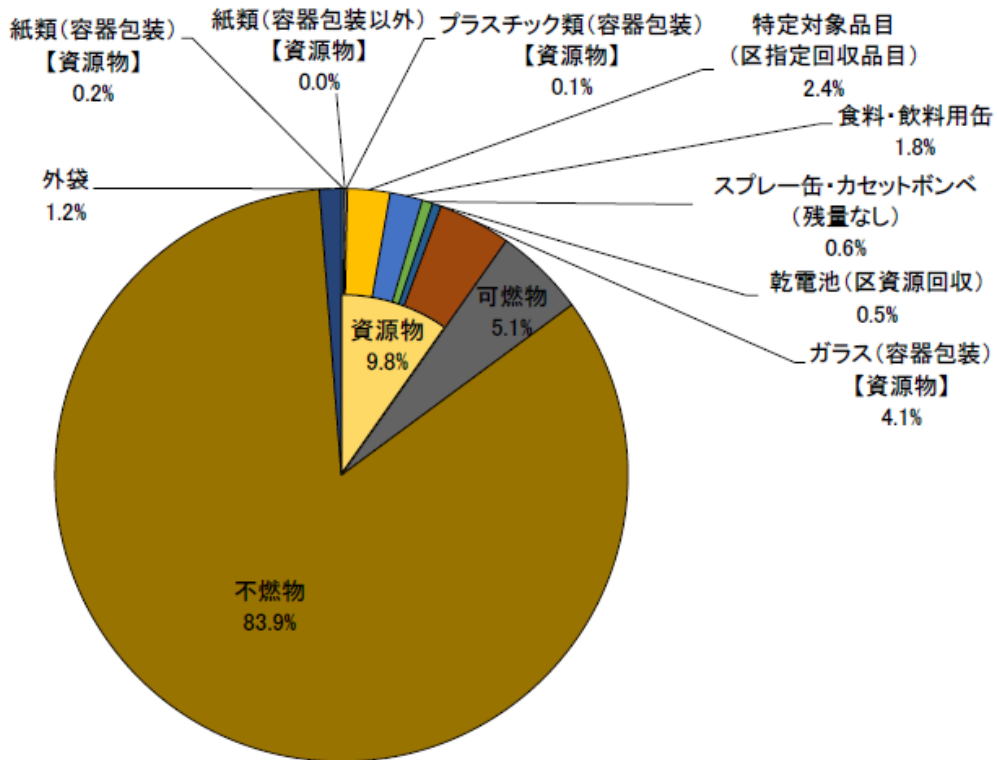


●家庭ごみの中に含まれる資源物の割合

燃やすごみ



金属・陶器・ガラスごみ

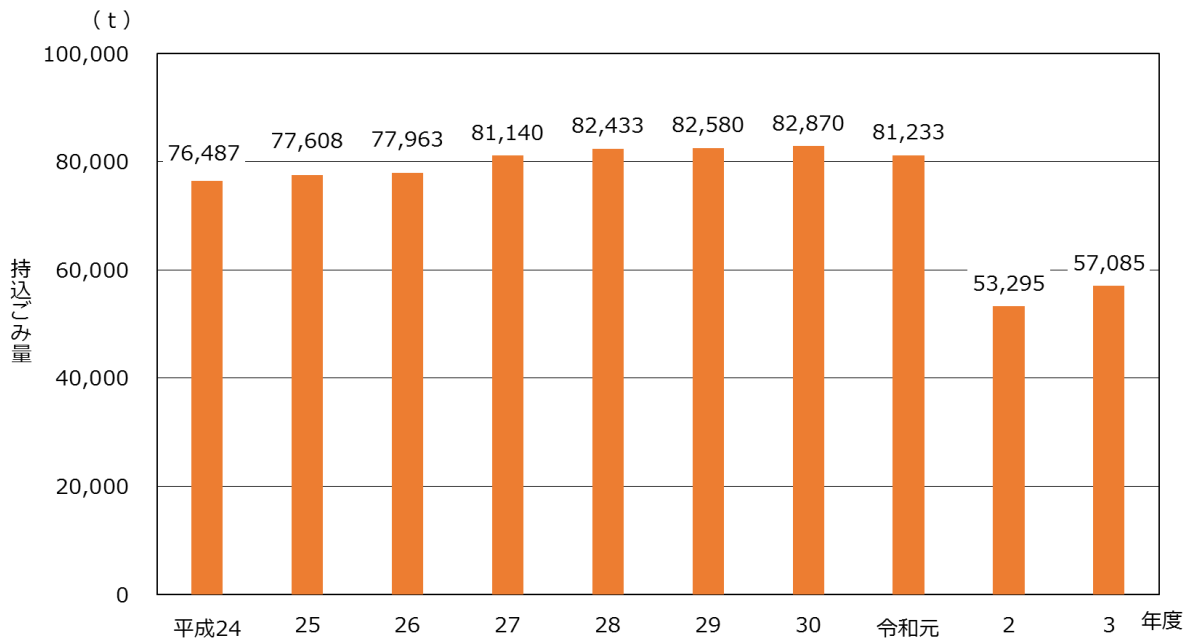


(4) 一般廃棄物処理業者等が収集するごみの現況

事業系ごみは、廃棄物処理法において事業者による排出事業者責任が規定されています。事業系一般廃棄物については、区による収集へ排出を認められている小規模事業者の他は、事業者自らまたは廃棄物処理業者が収集作業を行い、清掃工場に持ち込みます。持込ごみ*量はここ数年、8万t程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業要請や時短営業、テレワークの普及や会議のWEB化促進等から、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は大幅に減少しています。

図表 2-7 新宿区内の事業所から排出される持込ごみ量の推移 (単位：t)

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
持込ごみ量	76,487	77,608	77,963	81,140	82,433	82,580	82,870	81,233	53,295	57,085



(5) 区が回収する資源及び資源集団回収*の現況

資源・ごみ集積所及び回収拠点で区が回収する資源回収と、町会等が自主的に行っている資源集団回収を合わせた新宿区の資源回収量は減少傾向にありましたが、E コマース（商品やサービスをインターネット上で売買するビジネスモデル）市場の拡大に伴う商品運搬用のダンボール回収量の増加などにより、令和元年度から増加に転じています。

区収集ごみ量の減少及び資源回収量の増加により、令和3（2021）年度の資源化率は23.6%となっており、計画開始年度の平成30（2018）年度から2.0%上昇しています。

図表 2-8 新宿区内の資源回収量の推移

（単位：t）

種別/年度		平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	
資源 集団 回収	新聞紙	3,394	3,323	3,137	2,950	2,793	2,607	2,379	2,137	1,821	1,808	
	雑誌	1,796	1,760	1,694	1,737	1,720	1,661	1,569	1,546	1,550	1,461	
	段ボール	943	1,006	1,046	1,148	1,224	1,273	1,313	1,364	1,623	1,648	
	紙パック	9	9	10	10	10	11	12	10	10	11	
	その他紙	97	89	80	74	71	72	64	53	38	32	
	紙類計	6,239	6,187	5,966	5,918	5,816	5,625	5,336	5,110	5,042	4,959	
	布類	108	102	101	105	100	109	108	117	54	41	
	アルミ缶	105	111	117	113	121	124	134	131	149	155	
	スチール缶等	13	14	14	14	18	19	21	25	16	16	
	金属合計	118	124	131	127	139	143	155	156	165	171	
	びん類	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055	5,877	5,599	5,382	5,261	5,171	
	区 の 資源 回収	古紙 (新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	5,990	6,095	6,000	6,003	5,817	5,890	5,703	6,259	7,242	7,214
		びん (スプレー缶・カセットボンベ含む)	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777	4,641	4,448	4,484	4,937	4,796
乾電池		51	53	54	66	63	65	70	70	75	72	
ペットボトル		1,420	1,444	1,387	1,303	1,390	1,471	1,598	1,667	1,742	1,806	
容器包装プラスチック (白色トレイ含む)		1,665	1,645	1,673	1,808	1,736	1,658	1,619	1,640	1,751	1,780	
使用済小型電子機器等				1	1	1	22	187	343	406	357	
蛍光ランプ (水銀使用製品含む)						41	41	42	38	38	32	
金属分			85	275	264	243	214	198	124	97	81	
小計	13,691	14,038	14,249	14,326	14,068	14,001	13,865	14,625	16,287	16,137		
計	20,160	20,452	20,447	20,476	20,123	19,879	19,464	20,007	21,548	21,309		

※使用済小型電子機器の回収は、平成25年11月から実施

※蛍光ランプの回収は、平成28年4月から実施

※金属分の回収は、平成25年4月から実施

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(6) リサイクル清掃事業に係る経費

リサイクル清掃事業に係る経費は、都からの清掃事業移管以降減少していましたが、ここ数年は増加傾向となっています。区民一人あたりの経費についても増加傾向にあります。また、1 kg あたりのごみ処理・資源化経費についても、増加傾向となっています。

図表 2-9 リサイクル清掃事業に係る経費

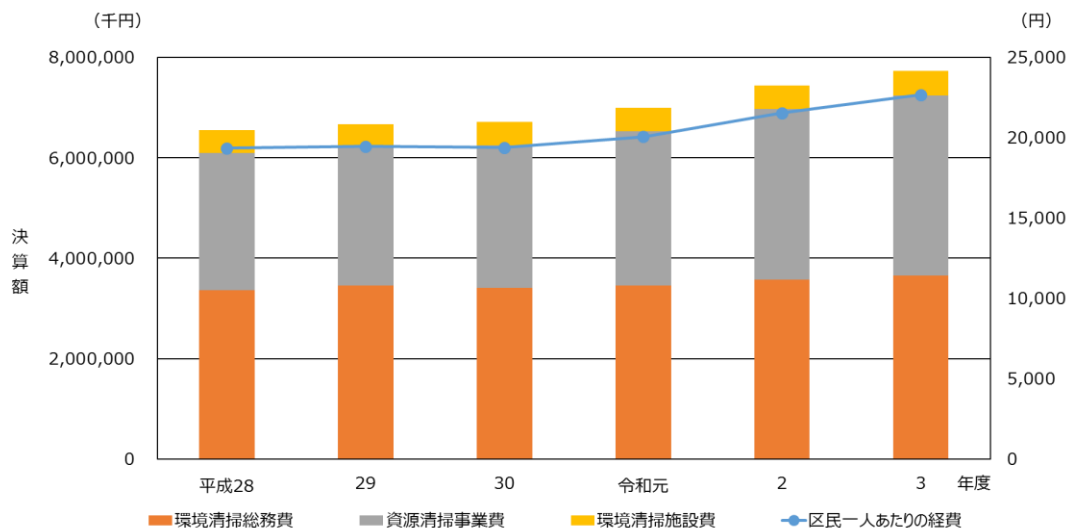
(単位：千円)

年度		平成28	29	30	令和元	2	3
総経費 (千円)		6,550,243	6,662,012	6,708,943	6,990,820	7,437,369	7,733,161
内訳	環境清掃総務費	3,356,755	3,452,089	3,410,940	3,451,164	3,567,507	3,650,149
	資源清掃事業費	2,735,532	2,770,512	2,830,393	3,077,836	3,406,961	3,590,183
	環境清掃施設費	457,956	439,411	467,610	461,820	462,901	492,829
区民一人あたりの経費 (円)		19,351	19,463	19,381	20,063	21,543	22,663

環境清掃総務費：人件費、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合への分担金など

資源清掃事業費：資源回収・ごみ収集作業に係る経費

環境清掃施設費：リサイクル清掃施設の維持管理に係る経費



図表 2-10 新宿区の 1 kg あたりの処理経費の推移

(単位：円)

年度		平成 29	30	令和元	2	3
ごみ処理経費		69	70	73	74	79
資源化経費	びん類	100	109	120	143	128
	スチール缶	101	102	119	159	143
	アルミ缶	39	40	73	121	50
	ペットボトル	109	106	136	166	172
	容器包装プラスチック	187	193	199	195	190
	古紙	24	26	28	27	31
資源集団回収経費		13	13	13	13	16

3 現状から見た課題

(1) 3R*の一層の推進

これまでの取組により区民一人1日あたりのごみ量は減少していますが、減少量は鈍化傾向にあります。計画策定後の国や都の動向などを踏まえ、特に下記3点から3Rをより一層推進していく必要があります。

①食品ロス*の削減

食品ロスは、単に食料の無駄というだけでなく、気候変動や貧困・飢餓など様々な問題に関係しています。

「令和3（2021）年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが6.8%を占めています。

令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律*」が施行されたことを踏まえ、これまでの取組を一層推進していく必要があります。

②プラスチックごみの削減・資源化

プラスチックは、素材の特性から様々な製品に利用され、生活を便利にしている一方、海洋プラスチック*ごみや焼却に伴う温室効果ガス*の発生などが世界的な問題となっています。

「令和3（2021）年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、容器包装プラスチック*が11.6%、プラスチック製品が2.1%であり、プラスチックごみが13.7%を占めています。

令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」が施行されたことを踏まえ、使い捨てプラスチックをできるだけ使わないライフスタイル・事業活動への転換を推進することが必要です。さらに、すでに資源化している容器包装プラスチックと併せて、現在清掃工場で焼却しているプラスチック製品についても、分別回収・資源化を図る必要があります。

③家庭ごみの分別の徹底

「令和3（2021）年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、燃やすごみに含まれる資源物（容器包装プラスチック、紙類等）の混入割合が25.6%、金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物（びん・かん、小型電子機器等）の混入割合が9.8%となっています。

平成28（2016）年度の前回調査結果と比較すると、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみともに、資源物の混入割合は減少していますが、更なるごみ減量・資源化の推進のため、より一層、適正な分別を徹底する必要があります。

(2) 事業系ごみの減量と資源化の推進

「令和3（2021）年度資源・ごみ排出実態調査」の結果では、区から発生するごみの6割以上が事業系ごみとなっています。

延床面積1,000㎡以上の大規模事業者に対しては、引き続き再利用計画書*の提出や立入検査等を通じてごみ減量及びリサイクルの取組を推進する必要があります。

また、小規模事業者、特に歌舞伎町などの繁華街地域においても、業種などの事業所の特性に応じた排出指導が重要となります。

(3) 社会情勢の変化に対応したごみの処理

今後発生が予測される首都直下型地震や新型コロナウイルス感染症の影響下においても、安定的にごみを処理できる体制を構築する必要があります。

また、高齢化に伴い戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集の需要が高まることが予測されるため、これらを安定して継続できる体制を構築する必要があります。

第3章 基本的な考え方と計画目標

1 基本的な考え方

本計画では、「新宿区総合計画」及び「新宿区環境基本計画」に掲げる「資源循環型社会^{*}の構築」の実現に向けて、2つの基本的な考え方に基づき進めていきます。

ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す

平成 29（2017）年 12 月に策定された「新宿区総合計画」では、区の基本政策の一つとして「賑わい都市・新宿の創造」を掲げ、その中の個別施策として「資源循環型社会の構築」を掲げています。今後の区のまちづくりの目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

リサイクル清掃の分野においては、限りある貴重な資源を効果的に利用するための持続可能な資源循環型社会の構築が必要です。環境負荷を抑えるためには、ごみの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の 3 R（スリーアール）^{*}の中でも、ごみ発生抑制が最も重要です。

環境への負荷を抑え、効果的・効率的に事業を実施する

区が行う全ての事業は、環境への配慮を徹底するとともに、効果的・効率的な運営を追求していかなければなりません。一方で、清掃事業は、収集車両の運行や清掃工場の稼働等、環境への負荷を発生させる側面も持っています。区は、環境への負荷を抑えた上で、先進的な取組を行う民間事業者との連携や収集体制の見直しなど、効果的・効率的に清掃事業を実施していくことが必要です。

計画の改定に当たっては、計画策定時から社会状況などが変化していることを踏まえ、従来からの基本的な考え方に効果的な事業運営の観点を加えるとともに、計画策定時の想定の見直しや新たな目標を設定します。

区の多様な地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実感できるような目標を設定し、ごみ減量・リサイクル推進について更なる取組の見直し・再構築・新規施策を実施していきます。

2 計画目標

本計画の2つの基本的な考え方を実現するためには、区のみではなく区民や事業者と協働して取り組んでいく必要があり、その取組には、分かりやすいスローガンとなる目標が必要です。これを踏まえ、目標1として、引き続き「区民一人1日あたりの区収集ごみ量」を設定します。

また、区から発生するごみの6割以上が事業系ごみとなっており、区収集ごみ以外の事業系ごみ（持込ごみ^{*}）についても減量・資源化を推進していく必要があります。そのため、新たに目標2として、「ごみ総排出量」を設定します。

目標1 区民一人1日あたりの区収集ごみ量

令和9（2027）年度までに108g（約19%）削減し、444gを目指す。

【令和3年度比】

目標2 ごみ総排出量（区収集ごみ量+持込ごみ量）

令和9（2027）年度までに約1.1万t（約9%）削減し、114,207tを目指す。

【令和3年度比】

※目標値は、単純推計した場合の資源・ごみ量の推計に加えて、下記の取組を一層推進した場合の削減量を算出し、設定しました。

- 現行のまま推移した場合の減：23g
- 更なる取組の推進による減：85g

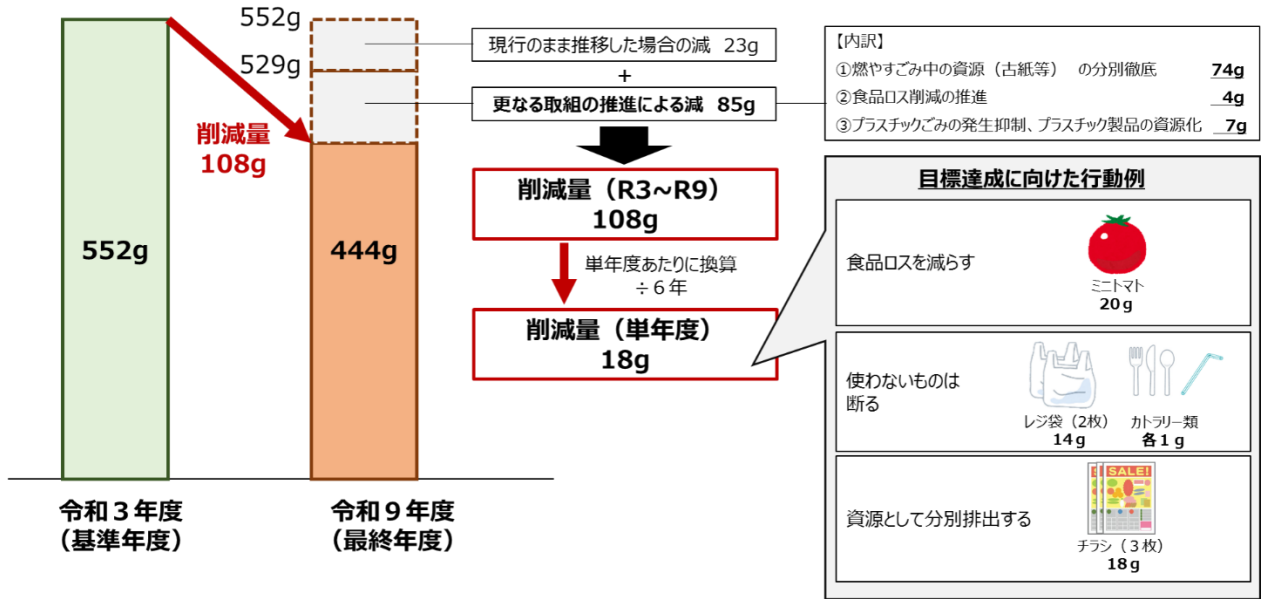
【内訳】

- ・燃やすごみ中の資源（古紙等）の分別徹底➡74g
- ・食品ロス削減の推進（「第5章 食品ロス削減推進計画」に掲げる目標の達成）➡4g
- ・プラスチックごみの発生抑制、プラスチック使用製品廃棄物^{*}の資源化➡7g

※持込ごみ量については、更なる取組の推進による区収集ごみ量の削減率（約16%）と同等の削減率を目指すものとししました。

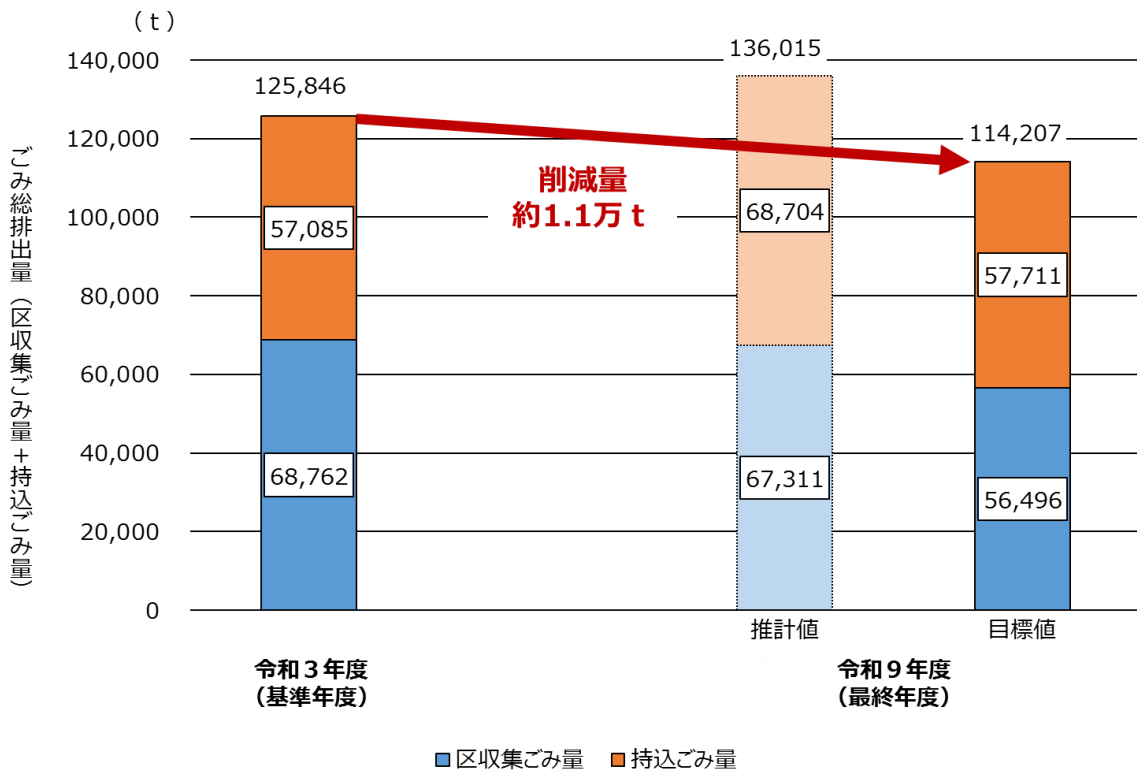
図表 3-1 計画目標のイメージ

目標 1 区民一人1日あたりの区収集ごみ量



※単年度の削減量 (18g) は、毎年一定量を削減した場合を想定しています。

目標 2 ごみ総排出量 (区収集ごみ量+持込ごみ量)



図表 3-2 目標を達成した場合の資源・ごみ量

種別/年度	令和3 (2021)	令和9 (2027)	
	【実績値】	【推計値】	【目標値】
人口 (人)	341,222	347,658	347,658
区収集ごみ量 (t) …【a】	68,762	67,311	56,496
区民一人1日あたり (g/人日)	552	529	444
持込ごみ量 (t) …【b】	57,085	68,704	57,711
区民一人1日あたり (g/人日)	458	540	454
ごみ総排出量 (t) …【a+b】	125,846	136,015	114,207
区民一人1日あたり (g/人日)	1,010	1,069	898
資源回収量 (t) …【c】	21,309	19,850	30,157
区民一人1日あたり (g/人日)	171	156	237
総排出量 (t) …【a+b+c】	147,155	155,865	144,364
区民一人1日あたり (g/人日)	1,182	1,225	1,135
資源化率 (%) …【c/(a+c)】	23.6	22.8	34.8

※計画目標は 部分

※人口推計については、新宿自治創造研究所の推計結果を使用

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

第4章 取り組む施策項目

基本的な考え方に基づき、現状から見た3つの課題への取組を推進していきます。
具体的な施策の実施にあたっては、次の3つの柱を軸とします。

1 区民・事業者との協働による3R*の推進
① 食品ロス*削減の推進
② プラスチックごみ等の発生抑制（リデュース）
③ 不用品再使用（リユース）の促進
④ 区民・事業者・区の連携
⑤ 地域で活躍する人材の育成
⑥ 区による資源回収の充実
⑦ 地域主体の資源集団回収*の促進
⑧ ごみの適正な分別と排出の徹底
2 事業者の排出者責任*に基づくごみの減量・資源化の推進
① 事業者への指導
② 事業系ごみの減量と資源化の促進
3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築
① 不法投棄への対応
② 医療系廃棄物*の適正処理の推進
③ 作業の効率化と適切な費用負担
④ 東京二十三区清掃一部事務組合*等との連携
⑤ 災害廃棄物の迅速な処理

1 区民・事業者との協働による3R*の推進

区民・事業者の協力のもと、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの発生自体を抑えるとともに、発生したごみは再利用（リサイクル）することで、資源を無駄にしない循環型社会を実現します。

①食品ロス*削減の推進

区民・事業者・区が協働し、「もったいない」の意識のもと食品ロスの削減を推進します。
取り組む施策項目については、第5章の「食品ロス削減推進計画」にとりまとめます。

②プラスチックごみ等の発生抑制（リデュース）

新宿区3R推進協議会*等と連携し、事業者に対し、使い捨てプラスチックをできるだけ使わない事業活動への転換や使用の合理化を働きかけるとともに、区民には、事業者の取組への理解・協力を促します。

また、プラスチックごみ削減に関する優良事例を紹介します。

③不用品再使用（リユース）の促進

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄りリサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営や大型家具等の再生販売・日用品修理再生事業などを行うとともに、3Rに取り組む区民活動の支援を行っていきます。

さらに、不用品の譲渡に関する情報サイトを運営する民間事業者と連携し、一層のリユース促進に向けた取組を推進します。

④区民・事業者・区の連携

○新宿区3R推進協議会の運営

3R推進キャンペーンイベントの開催や「3R協働宣言」による「3R行動計画書」の作成などにより、3Rの推進に対する意識向上と実践を目指すために、区民・事業者・区が情報共有・連携し、更なるごみ減量の取組を検討していきます。

○「新宿エコ自慢ポイント」の拡充

食品ロスやプラスチックごみの削減など、様々な「エコな行動」に対してインセンティブを与えるため、ポイント付与の対象となる活動の追加・見直しを行います。

また、アプリの導入など、より多くの区民の利用を促進するための手法について検討します。

○大学・専門学校との連携

3R活動の推進役である、区内の大学・専門学校等との連携を図り、普及啓発について協働し更なる情報発信を実施していきます。

⑤地域で活躍する人材の育成

○環境学習の充実

これからの区を担う人材として、児童・生徒への環境・リサイクルの学習・教育を充実させるため、教育機関や地域と連携を図り、小学校・幼稚園・保育園等での環境教育、中学生の職場体験の受入れ等を実施していきます。

○人材を育成する講座等の充実

地域にある大学や地域団体等と連携し、3 Rに関する講習会や講座を充実させ、地域で活躍していく人材を育成していく仕組みを形成していきます。

さらに、講習会・講座を受講した人材が3 R実践を広めていけるよう地域団体を支援していきます。

⑥区による資源回収の充実

○プラスチック使用製品廃棄物*の資源化の拡大

現在、燃やすごみとして排出され、清掃工場で焼却しているプラスチック製品について、すでに資源化している容器包装プラスチック*と併せて、令和6（2024）年度までに分別回収・資源化を開始します。今後、より多くのプラスチック使用製品廃棄物の資源化を図ります。

○新たな資源回収の検討

金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみの資源化の拡大について検討します。

⑦地域主体の資源集団回収*の促進

地域団体による資源集団回収は、区による収集と比較して経費が少なく、区からの報奨金が地域団体の活動支援となる点で優れた手法であり、地域コミュニティの活性化にも役立っていますが、団体の役員への負担や回収回数が限られるなどの課題もあります。

現在、区では資源集団回収を推進するため、実践団体に向けて報奨金や支援物品の支給を行っています。また、町会・自治会やマンション管理組合等の団体種別ごとに団体数や活動状況を把握し、課題の分析を行っています。その分析結果を踏まえ、今後も広報等による資源集団回収の活動内容等の周知などにより町会・自治会とマンション管理組合等へ新規登録を効果的に働きかけていきます。

⑧ごみの適正な分別と排出の徹底

○資源としての「古紙」回収の促進

燃やすごみに含まれる資源のうち、最も高い割合を占める古紙について、区民が分別排出しやすくなる環境整備について検討します。

○多様な普及啓発

外国人人口や区民の転出入、単身者世帯が多いことなど、新宿区の特徴を踏まえた効果的な普及啓発が必要です。

区の関係組織や国際交流組織、不動産業者などと連携し、それぞれの地域の特性に合わせた普及啓発を行います。また、広報新宿、リサイクル広報紙「すてないで」の他、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」など、様々な媒体を活用した周知活動を行い、ごみ・資源の分別排出の方法や3Rの重要性をアピールしていきます。

○ふれあい指導*の強化

ふれあい指導の体制を見直し、分別排出の指導を一層強化していきます。

2 事業者の排出者責任*に基づくごみの減量・資源化の推進

事業者への排出指導等を行い、事業者が主体的にごみの減量・資源化を推進する社会を実現します。

①事業者への指導

○事業用大規模建築物*への指導

平成 24（2012）年度から再利用計画書*の提出を延床面積 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物から 1,000 ㎡以上に拡大し、令和 3（2021）年 4 月現在、1,419 件（1,000 ㎡～3,000 ㎡：670 件、3,000 ㎡以上：749 件）の事業者を把握しています。

計画書の提出がない 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対し計画書の提出と廃棄物管理責任者*の選任を促していくとともに、提出された計画書に基づき立入検査を行い、適正分別の徹底及び再利用率の向上を図るため指導していきます。また、都の「3R アドバイザー」事業と連携するなど、より実効性のある排出指導について検討します。

○少量排出事業者への指導

区の収集を利用する少量排出事業者へごみ減量と資源化を指導していきます。事業者の排出実態を把握し、効果的な指導を実施していくために、事業者の登録制度の導入も検討していきます。

また、繁華街地域では、事業系ごみや資源の保管に必要な空間（保管庫等）の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など適正な資源・ごみの排出を地域主体で誘導します。

○一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導

区内事業者から排出される一般廃棄物*を収集する一般廃棄物収集運搬業者等への許可・指導を行い、廃棄物の適正な処理を図ります。

②事業系ごみの減量と資源化の促進

○事業者の排出者責任に基づくごみの減量・資源化の推進

事業活動から生じるごみは、事業者の自主的な取組で資源化を進め減量する必要があります。事業系ごみの事業者の排出者責任を明確化するとともに、一層の適正排出と分別を推進します。

○事業系ごみの区による収集の見直し

現在区が収集している排出日量 50kg 未満の事業系ごみに関しては、清掃事業の効率性と負担の公平性の観点からも、行政による収集から民間業者収集への切り替え（排出者責任に基づく処理）を進めていく必要があります。そのため、事業者の理解と協力のもと、日量基準の見直しを検討していきます。

○拡大生産者責任*の考え方に基づく国や事業者への働きかけ

行政の行っているごみ処理・リサイクルに係る費用について、拡大生産者責任の考え方に基づき事業者の負担を義務付けるよう、引き続き国や事業者へ働きかけていきます。

3 社会情勢の変化に対応したごみ処理体制の構築

変化する社会情勢の中でも、安定的なごみ処理体制を維持し、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現します。

①不法投棄への対応

資源・ごみ集積所に出された分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域住民の協力を得ながら、警告シールの貼付、警告看板の掲示、不法投棄対策用カメラの活用、夜間パトロールの実施等、きめ細かな排出指導を行います。

②医療系廃棄物*の適正処理の推進

在宅医療の拡大に伴い、医療系廃棄物の処理方法について、区で作成した「医療系廃棄物を適正に処理するために」（冊子）を活用して医療関係機関等への周知・啓発の徹底を図ります。

③作業の効率化と適切な費用負担

○収集運搬作業の効率化

資源・ごみ量や排出された内容物の状況に合わせた収集体制を整備することで、作業の能率向上を図ります。また、大学・専門機関等の協力のもと ICT 技術を活用した作業効率化について検討します。

○新宿中継・資源センターの運営

金属・陶器・ガラスごみの搬入状況を踏まえ、機能の拡充について検討し、施設の有効活用を図っていきます。

○適切な費用負担

事業系ごみや粗大ごみの処理手数料については、効率的なごみ収集・処理による経費削減に努める一方、実際のごみ処理原価との整合性を図り、排出者責任*の原則に基づく適切な費用負担を求めています。

○家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、ごみの減量やリサイクルへの区民の当事者意識を高めるとともに、消費者としてごみの出にくい商品を求めることで生産・販売側もごみとなる部分が少ない商品を提供するように誘導され、ごみの発生抑制効果が期待できます。

また、新宿区リサイクル清掃審議会でも、家庭ごみの有料化はごみの発生抑制手法として有効性があると評価しています。

しかし、有料化は区民から直接負担を求めるだけでなく、ごみの収集方法についても、集積所方式から戸別収集に変更する必要があることから、区民との十分な意見交換が必要です。また、不法投棄の増加などの懸念もあり、隣接区との調整が必要となります。

こうしたことを踏まえ、幅広い意見の聴取に努めながら、引き続き検討していきます。

④東京二十三区清掃一部事務組合*等との連携

清掃工場を持たない区として、清掃工場を管理運営する東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会*のほか、埋立処分場を管理運営する東京都など関係機関と綿密に連携し、円滑な清掃事業の推進を図ります。

⑤災害廃棄物の迅速な処理

令和2（2020）年3月に策定した「新宿区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害により生じる廃棄物を迅速に処理します。また、発災時に混乱が生じないよう、災害廃棄物の排出方法について平時から区民に広く周知していきます。

第5章 食品ロス削減推進計画

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の目的

「食品ロス^{*}」とは、本来まだ食べられるにも関わらず、売れ残り、消費期限切れ、食べ残しなどの理由で廃棄されてしまう食品のことです。

国連食糧農業機関（FAO）^{*}によると、世界では毎年約 13 億 t の食品ロスが発生しており、膨大な資源の無駄と温室効果ガス^{*}増大の要因になっています。一方で、飢餓や栄養不足の状態にある人が 8 億 2 千万人以上いると推定されています。平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）^{*}では、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」と目標設定されるなど、食品ロスの削減は国際的にも重要な取組課題となっています。

国においても、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律^{*}」が施行され、国、地方自治体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととされています。

新宿区には、30 万人以上の区民が暮らし、その倍以上の昼間人口が集まる商業の高度集積地です。飲食店をはじめ、ホテル、食品販売店、百貨店といった食品関連の事業所も多数集まっています。「新宿区一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたり、食品ロスの削減は重要な取組課題となります。

こうした状況を踏まえ、「新宿区食品ロス削減推進計画」を策定し、区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減を進めていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置付けます。なお、廃棄物処理法に基づく「新宿区一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るものとします。

また、「新宿区食育推進計画」等の各種計画との整合を図るものとします。

(3) 計画期間

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間を計画期間とします。

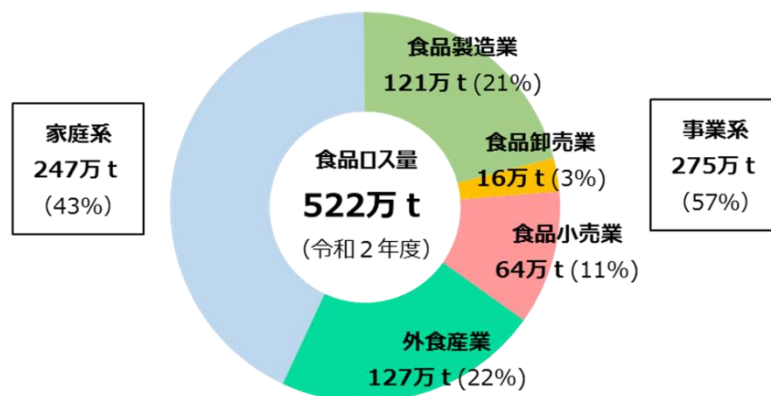
2 食品ロスの現況

(1) 国の現況

令和2（2020）年度の国内の食品ロス量は約 522 万 t（前年度比 48 万 t 減少）と推計されています。内訳としては、家庭系食品ロス量が約 247 万 t（前年度比 14 万 t 減少）、事業系食品ロス量が 275 万 t（前年度比 34 万 t 減少）であり、いずれも推計を開始した平成 24（2012）年度以降で最小となっています。

国内の食品ロス量を国民 1 人あたりに換算すると、1 日約 113 g、年間では約 41 kg となる計算で、これは年間 1 人あたりの米の消費量（約 53 kg）に近い量です。

図表 5-1 国内の食品ロス量（令和 2（2020）年度）



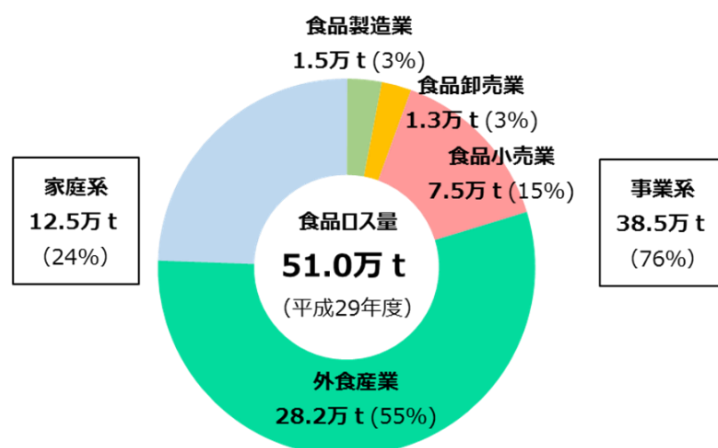
資料：農林水産省ホームページ

(2) 東京都の現況

平成 29（2017）年度の都内の食品ロス量は約 51 万 t と推計されています。内訳としては、家庭系食品ロス量が約 12.5 万 t、事業系食品ロス量が 38.5 万 t となっています。

特徴としては、食品ロス全体に占める事業系の割合が国内では約 5 割であるのに対し、都内では 7 割以上と多くなっています。また、外食産業から発生する食品ロス量が特に多く、事業系食品ロス 38.5 万 t のうち、28.2 万 t と 7 割以上を占めています。

図表 5-2 都内の食品ロス量（平成 29（2017）年度）



資料：東京都食品ロス削減推進計画

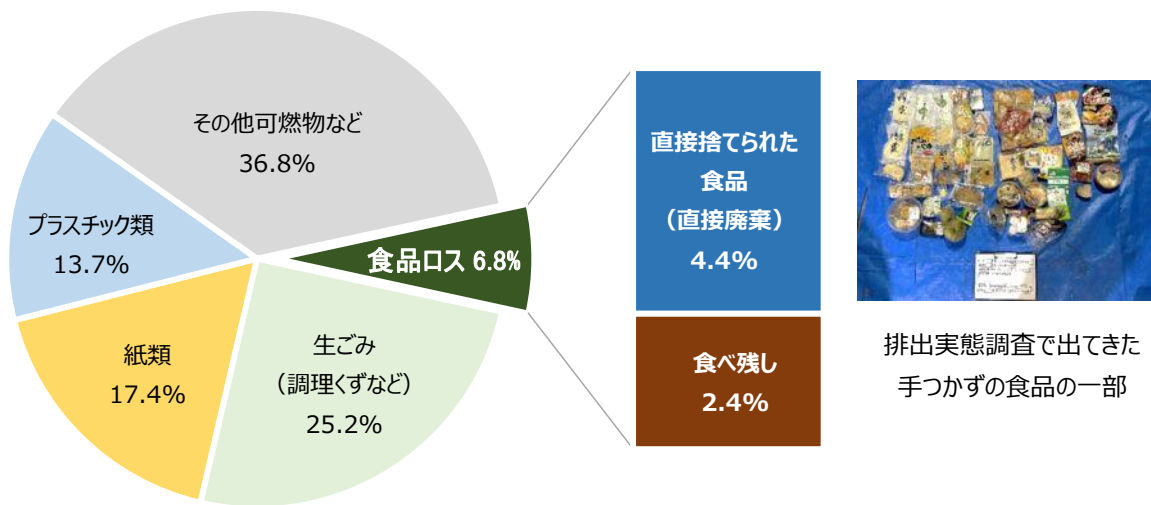
(3) 新宿区の現況

①家庭系食品ロス

令和 3（2021）年度資源・ごみ排出実態調査の結果では、可燃ごみに占める食品ロスの割合は 6.8% でした。内訳としては、消費期限・賞味期限切れなどで直接廃棄された食品が 4.4%、食べ残しが 2.4% です。令和 3 年度の区の燃やすごみ収集量 64,498 t にこの比率を適用すると、家庭系食品ロス発生量は年間約 4,390 t と推計されます。

図表 5-3 区内の家庭系食品ロス量（令和 3（2021）年度）

燃やすごみ中の食品ロスの割合



資料：新宿区資源・ごみ排出実態調査（令和 4 年 1 月）

家庭系食品ロス発生量（推計値）

燃やすごみ収集量
(令和 3 年度)

64,498 t



燃やすごみ中の
食品ロス割合

6.8%



家庭系食品ロス発生量
(令和 3 年度)

約 4,390 t

区民一人 1 日あたり約 35 g を廃棄
(ロールパンおよそ 1 個分)



②事業系食品ロス

平成 29（2017）年度の都内の事業系食品ロス発生量は 38.5 万 t と推計されています。

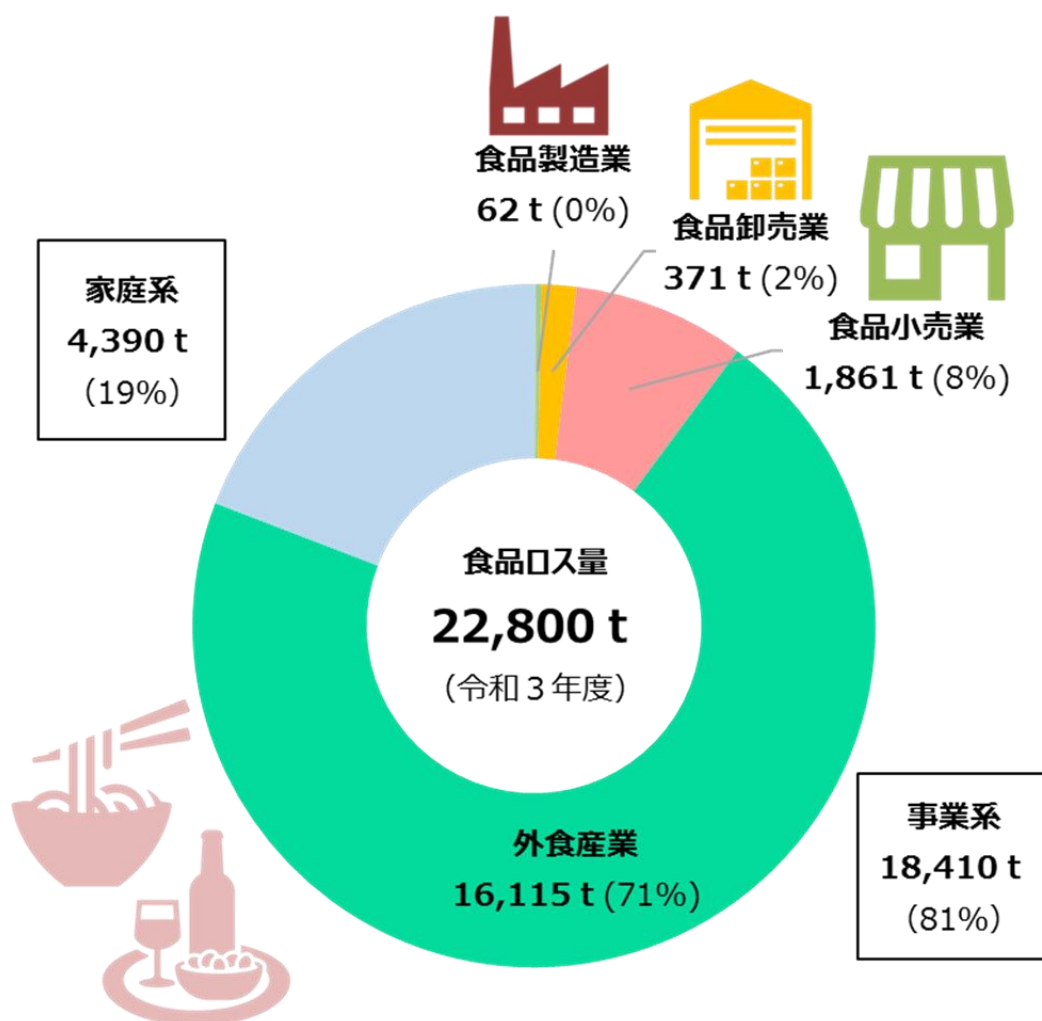
これをもとに、都全体に占める新宿区の食品関連産業の売上高比率（「平成 28 年度経済センサス活動調査結果」より）、さらに平成 29（2017）年度以降の事業系ごみ（持込ごみ*）量の変化率より、区内における令和 3（2021）年度の事業系食品ロス量は 18,410 t と推計されます。

③区内の食品ロス発生量

①及び②より、区内の家庭と事業所から排出される令和 3（2021）年度の食品ロス量は、併せて約 22,800 t と推計されます。

特徴としては、食品ロス全体に占める事業系の割合が 8 割以上であり、国や都よりも高くなっています。また、事業系食品ロスに占める外食産業の割合についても、国や都より高く、18,410 t のうち 16,110 t と 8 割以上を占めています。

図表 5-4 区内の食品ロス量（令和 3（2021）年度）



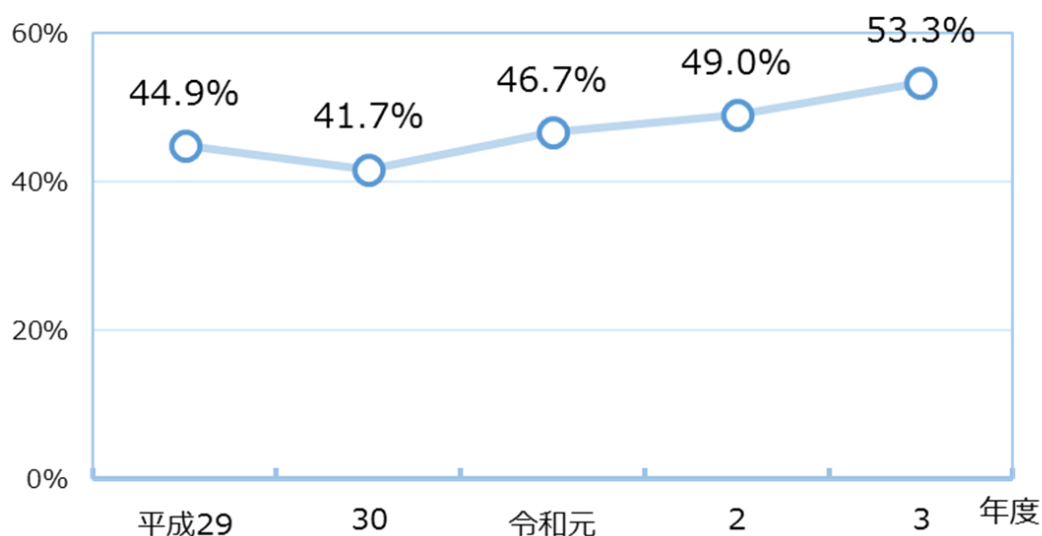
※端数処理のため、項目ごとの集計値が図表中の合計値と合わない場合がある。

④区民の食品ロス削減に向けた行動

区が毎年度実施している「区政モニターアンケート調査」では、食品ロスの削減に関する区民行動について継続的に質問しています。

図表 5-5 は「実際に行っている 3 R* 行動」の中で、「食品ロスを出さないような取組を行っている」と回答した人の割合の過去 5 年間の推移です。平成 30（2018）年度の 41.7%から徐々に伸びており、令和 3（2021）年度には 53.3%となっています。

図表 5-5 「食品ロスを出さないような取組を行っている」区民の割合



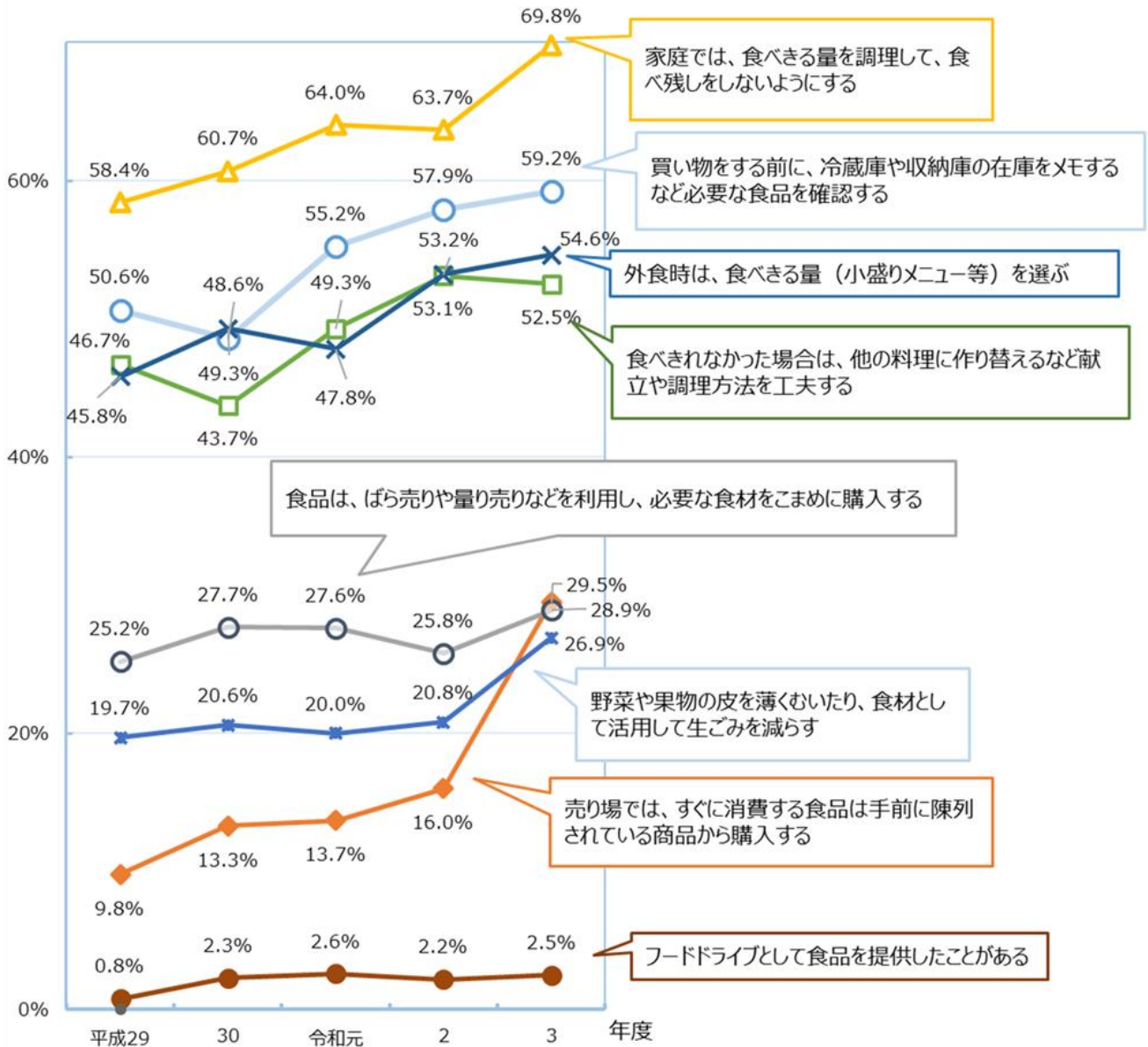
資料：新宿区区政モニターアンケート調査報告書

また、図表 5-6 は食品ロス削減のための行動別の実施割合の推移です。どの行動も概ね実施割合が右肩上がりの傾向を示しており、食品ロス削減の取組が広がりつつあることが分かります。

「家庭では、食べきる量を調理して、食べ残しをしないようにする」と答えた区民の割合は一貫して最も多くなっていますが、特に令和 3（2021）年度には約 7 割まで上昇しています。「売り場では、すぐに消費する食品は手前に陳列されている商品から購入する」、いわゆる「てまえどり」の行動も、令和 3（2021）年度に大きく伸びて約 3 割の区民が実践しています。フードドライブ*への参加は平成 30（2018）年度以降概ね 2.5%（区民の 40 人に 1 人）前後となっています。

このように食品ロス削減に取り組む区民が増えている背景には、国内外の食品ロス問題がメディアで頻繁に取り上げられるようになり「食品ロス」や「フードロス」といった言葉が浸透してきたこと、食品関連の企業も SDGs 等の観点から食品ロス削減を積極的に打ち出すようになってきたことなどが挙げられます。

図表 5-6 食品ロスを減らすために行っていること



資料：新宿区区政モニターアンケート調査報告書

(4) 区におけるこれまでの食品ロス削減に向けた主な取組

①新宿区食品ロス削減協力店登録制度*

食品ロスの削減に取り組む事業者（飲食店・ホテル等宿泊業・食品販売店）を「食品ロス削減協力店」として登録し周知することで、区民及びほかの事業者の意識啓発を図っています。

協力店にはステッカー及びポスターを配布し、区ホームページ等において店舗の取組について紹介をしています。

令和4（2022）年12月末現在、飲食店は50店舗、食品販売店は16店舗が協力店として登録されています。



食品ロス削減協力店ステッカー

②フードドライブの実施

フードドライブとは、各家庭などで余った食品を受け入れ、それを必要とする人々や施設等にボランティア団体やNPO団体が運営するフードバンク*などを通じて提供する活動です。

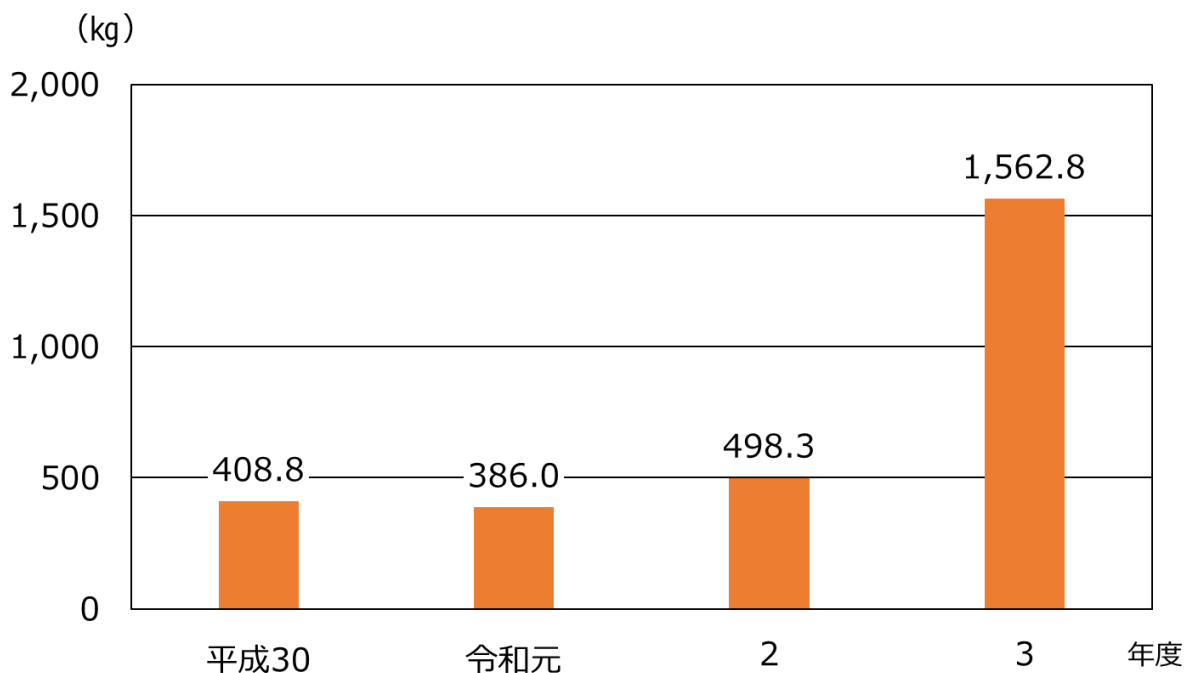
区では、新宿リサイクル活動センター及び西早稲田リサイクル活動センターにて月1回のフードドライブ受付窓口を開設しています。さらに、令和3（2021）年9月からは株式会社良品計画と連携協定を締結し、「MUJI新宿（新宿3-15-15 新宿ピカデリー）」にフードドライブの常設窓口を設置しています。

常設窓口の増設による利便性向上などの要因により、令和3（2021）年度のフードドライブ受入量は約1,562.8kgとなり前年度の3倍以上となっています。



MUJI新宿のリサイクルカウンター

図表 5-7 フードドライブ受入量



③食品ロス削減シンポジウム等の開催

食品ロスの現状やその取組について、区民・事業者が相互に認識を深めていくことを目的として、有識者による講演やワークショップを内容とするシンポジウム等を開催しています。



食品ロス削減シンポジウム

④リサイクル広報紙・パンフレット、区内大型ビジョン等による周知啓発

年1回発行のリサイクル広報紙「すてないで」やパンフレット等で、食品ロス削減の取組を呼びかけています。

また、主に食品ロス削減推進月間である10月に区内大型ビジョンにて周知啓発動画を放映しています。



アルタビジョンでの周知啓発

⑤フードシェアリング*サービスとの提携

フードシェアリングとは、飲食店や販売店などで無駄になりそうな商品が出た場合、その情報を消費者に素早く、うまく届けることにより食品ロスの発生を減らす仕組みのことです。

区では、令和2（2020）年10月にフードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コーッキングと「食品ロス削減の推進に関する連携協定」を締結し、区民にフードシェアリングの普及・啓発を進めています。スマートフォンアプリ「TABETE」を利用すると、店舗は廃棄されそうな食品の情報を素早く消費者に提供でき、消費者は食品を安く購入することができます。



スマートフォンアプリ「TABETE」

⑥区防災備蓄食品のフードバンク等への提供

区が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品を、都が運用するマッチングシステムを通じて、希望するフードバンク等に引渡しを行っています。

図表 5-8 未利用食品マッチングシステム概要



資料：東京都環境局ホームページ

3 基本的な考え方と計画目標

(1) 基本的な考え方

「もったいない」の意識のもと、区民・事業者・区が協働して食品ロスを削減し、資源循環型社会*を目指す。

食品ロスが大量に発生することは、食べものを無駄にして「もったいない」ということ以外にも、燃やすことによつて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が増加するなど、地球環境への影響もあります。

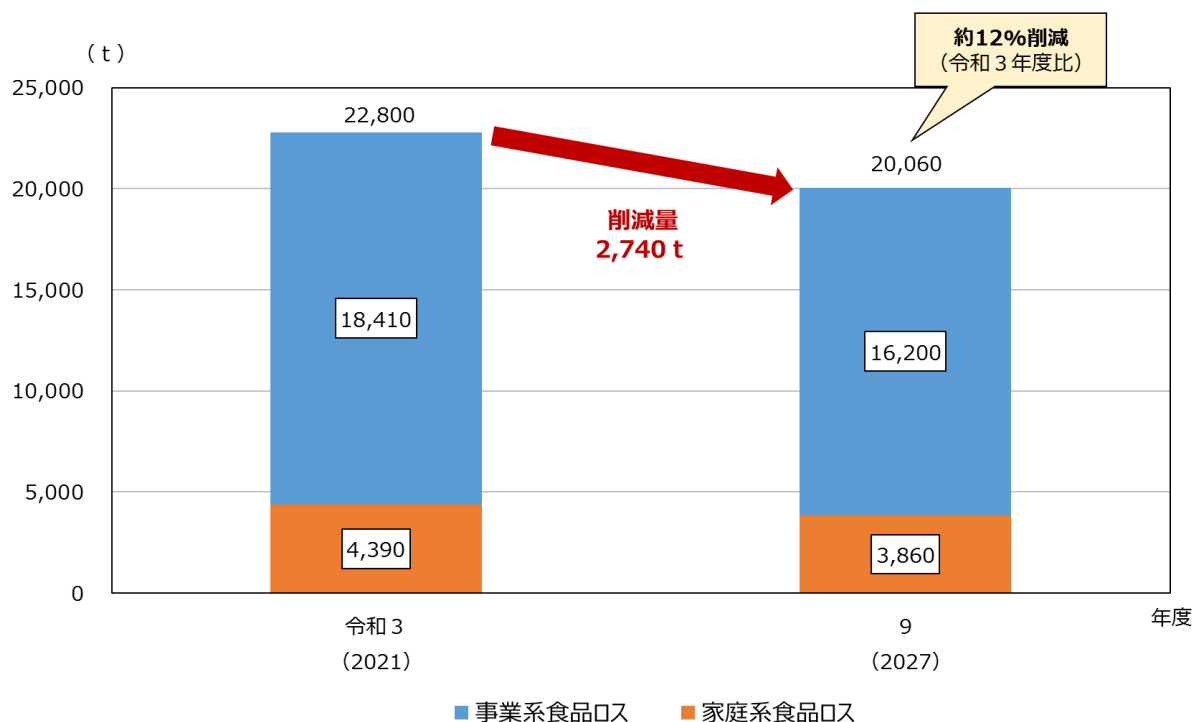
食品ロスが引き起こす問題を再認識し、区民・事業者・区が協働してそれぞれの役割を果たすことで、資源循環型社会を目指していきます。

(2) 計画目標

本計画における計画目標は下記のとおりとします。

令和9（2027）年度までに食品ロスを2,740 t（約12%）削減し、20,060 tを目指す。
【令和3年度比】

図表 5-9 食品ロス削減推進計画における計画目標



【目標設定の考え方】

都は、令和3（2021）年3月策定の「東京都食品ロス削減推進計画」において、「2030年目標として食品ロス半減（2000年度対比）」を掲げています。平成12（2000）年度の都の食品ロス量の推計値は約76万tであり、令和12（2030）年度の目標値は約38万tとなっています。平成29（2017）年度の都の食品ロス量の推計値は約51万tであり、令和12（2030）年度までの13年間で約13万t（約25%、1年あたり約2%）を削減することとなります。

区では、都の目標（削減割合）を踏まえ、令和9（2027）年度までに食品ロスを約12%（2%×6年間）削減（令和3（2021）年度比）することを目標とします。

4 各主体の役割

「食品ロスの削減の推進に関する法律^{*}」や「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」には各主体に求められる役割と行動が明記されています。これらを踏まえて、本計画では各主体に求められる役割を以下のとおり設定します。

(1) 区民の役割

全体

- いま一度食べものとその生産や調理等に携わった人達に感謝し、それを廃棄することに対する「もったいない」という気持ちを持ちます。
- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深めます。
- 食品ロスの削減に取り組む事業者の取組を理解するとともに、それらの商品、店舗の積極的な利用や過度な鮮度志向の見直し等消費者としてできることを実践し、事業者が食品ロスを含む食品廃棄物の削減に取り組みやすい環境づくりにつなげます。
- 食品ロスの削減に関する区の施策に積極的に参加・実践します。

買物時

- 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用期限を考慮し、使い切れる分だけ購入します。
- 食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切ります。

調理時

- 食材を計画的に使い切り、食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。
- 食べきれない量を調理することで、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてはリメイク等を行います。

外食時

- 適量注文により、料理を食べきります。
- 料理が残った場合には、飲食店等の説明をよく聞いた上で、自己責任で持ち帰ります。
- 食品ロス削減協力店を積極的に利用します。

(2) 事業者の役割

全体

- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、自らの事業活動から発生する食品ロスを把握するとともに積極的に食品ロス等の削減に努めます。
- 過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロス等の削減の推進に努めます。
- 区民に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。
- 区が実施する食品ロス等の削減に関する取組に積極的に協力するとともに、区民と連携協力してそれらの取組が推進されるよう努めます。
- 期限の迫った食品の値引きやフードシェアリング^{*}の活用等による売り切りの工夫を行うよう努めます。
- フードバンク^{*}活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うよう努めます。
- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深め、従業員等への啓発に努めます。
- 災害時用備蓄食料のフードバンク等への提供等により食品を有効に活用するよう努めます。
- 食品ロスに取り組んだ上で、やむを得ず発生する食品廃棄物は、飼料や肥料への利用等再生利用の推進に努めます。

食品製造業

- 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努めます。
- 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組むとともに、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組みます。
- 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進します。
- 消費実態に合わせた容量の適正化を図ります。
- 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進します。

食品卸売業・食品小売業

- サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組みます。
- 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をするとともに、季節商品については予約制にするなど、需要に応じた販売を行うための工夫をします。
- 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行うとともに、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行います。
- 食品小売業者においては、食品ロス削減協力店への登録に努めます。

外食産業

- 天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をします。
- 消費者が食べきれない仕組み（小分けメニューや要望に応じた量の調整等）を導入します。
- 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行います。
- 食品ロス削減協力店への登録に努めます。

（3）区役

- 求められる役割を实践する区民や事業者が増えるよう、率先して食品ロス等の削減に向けた取組を实践します。
- 区民、事業者が行う取組に対し、積極的に支援します。
- 区民、事業者との連携強化を図り、各主体の協働による取組が促進されるよう、推進体制を整備します。
- 区内における食品ロスの実態や区民・事業者の意識・行動の変化等について、定期的に把握します。

5 取り組む施策項目

基本的な考え方に基づき、区民・事業者が自身の役割に基づく具体的な食品ロス削減行動を実践できるように、区は、次の3つの柱を軸とした施策に取り組めます。

(1) 区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進
① フードドライブ*の拡充
② 食品関連事業者等の取組への支援
③ 関係団体との連携強化
(2) 食品ロス削減に関する普及啓発
① 様々な情報媒体による食品ロス削減手法の発信
② 食品ロス削減キャンペーンの実施
③ 環境学習・教育の充実
(3) 区としての率先行動
① 食品ロス削減に向けた庁内啓発
② 食品ロス削減に関する実態調査の実施
③ 食品廃棄物の有効利用
④ 防災備蓄食品の有効利用

(1) 区民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

区民・事業者との連携により、未利用食品の活用や、外食・販売等で発生する食品ロスの削減を推進します。

①フードドライブ^{**}の拡充

●フードドライブ常設窓口の拡大

賛同する事業者等との連携により、フードドライブの常設窓口を増設し、認知度と利便性の向上を図るとともに、回収した未利用食品の新たな提供先の確保に取り組みます。

また、フードドライブの取組を区内全体に広げていくため、自主的にフードドライブを行う地域団体や事業者の取組を支援します。

●事業所の防災備蓄食品の有効活用

事業所の防災備蓄食品等の廃棄を防ぐため、事業所と食品を必要とする施設をマッチングする仕組みについて検討します。

②食品関連事業者等の取組への支援

●食品ロス削減協力店登録制度^{*}の拡充

食品ロス削減協力店について、店舗の取組を周知するガイドブックの作成・配布等により、更なる認知度向上を図ります。

また、協力店を利用する区民に対するインセンティブの導入（新宿エコ自慢ポイントの付与対象となる項目の追加など）について検討します。

●フードシェアリング^{*}サービス等の利用促進

食品の需要予測やフードシェアリング、食品の在庫や消費期限の管理など、ICT や AI 等を活用した食品ロス削減に効果的なサービスが近年増加しています。

これらサービスの提供者と連携した周知啓発により、区民・事業者への利用を促進します。

●食品リサイクルの促進

事業用大規模建築物^{*}への立入検査等の機会を通じて、食品リサイクルの導入を促進します。

③関係団体との連携強化

「新宿区3R推進協議会^{*}」において、区民・事業者との定期的な情報共有・情報交換を行うことで、効果的な食品ロス削減事業の実施に繋がります。

また、食品ロス削減の推進役として、区内の大学・専門学校等と連携し、食品ロス削減に向けた協働プロジェクトについて検討します。

(2) 食品ロス削減に関する普及啓発

区民・事業者が食品ロス削減の必要性・重要性を理解し、自発的な食品ロス削減行動を促進していくため、継続的な普及啓発を行います。

① 様々な情報媒体による食品ロス削減手法の発信

広報新宿、SNS（LINE、Twitter 等）、区内大型ビジョン、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、動画など様々な情報媒体を用いることで、買物時・調理時・外食時などの各場面におけるすぐ実践できる食品ロス削減の手法を区民へ広く効果的に発信します。

【発信内容（例）】

買物時	食品ロスになりやすい食材の保存方法、食品ロスを防ぐ冷蔵庫の整理方法
調理時	食材を使い切る食品ロス削減レシピ
外食時	適量注文・食べきり・自己責任での持ち帰り 食品ロス削減協力店の利用
その他	フードシェアリングサービスの活用 食品ロスを防ぐ備蓄方法（ローリングストック法）

② 食品ロス削減キャンペーンの実施

食品ロス削減に関する関心を深めるため、「新宿区食品ロス削減協力店」や「新宿区 3 R 推進協議会」の構成員をはじめとする区内事業者と連携し、「食品ロス削減推進月間」である 10 月に普及啓発キャンペーンを実施します。

③ 環境学習・教育の充実

食品ロス削減に関する講座を充実させることで、各地域で食品ロス削減を啓発する人材の育成を図ります。また、児童・生徒へ向けた食品ロス削減に関する学習教材を作成します。

(3) 区としての率先行動

区民や事業者の主体的な取組を促していくために、区が率先して食品ロス削減や食品リサイクルに取り組みます。

① 食品ロス削減に向けた庁内啓発

定期的な食品ロス削減の庁内啓発を行い、職員の意識醸成を図ります。

② 食品ロス削減に関する実態調査の実施

定期的な実態調査により、区内の食品ロスの実態を把握し、区民・事業者へ情報提供します。

③ 食品廃棄物の有効利用

学校給食などから発生する食品廃棄物について、引き続きリサイクルを実施します。

④ 防災備蓄食品の有効利用

区が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品について、引き続き、都が運用するマッチングシステムを活用し、フードバンク*等に引渡しを行うなどの有効利用を図ります。

第6章 生活排水処理基本計画

1 現状

区内における下水道普及率は100%となっています。

なお、浄化槽汚泥、デスポーザー*汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥*については許可業者により処理されています。

図表 6-1 し尿くみ取り実績の推移

年度	平成 29	30	令和元	2	3	4
くみ取り戸数	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸

※平成 28 年度の 2 戸を最後に、区内のし尿くみ取り戸数は 0 戸となっています。

2 基本方針

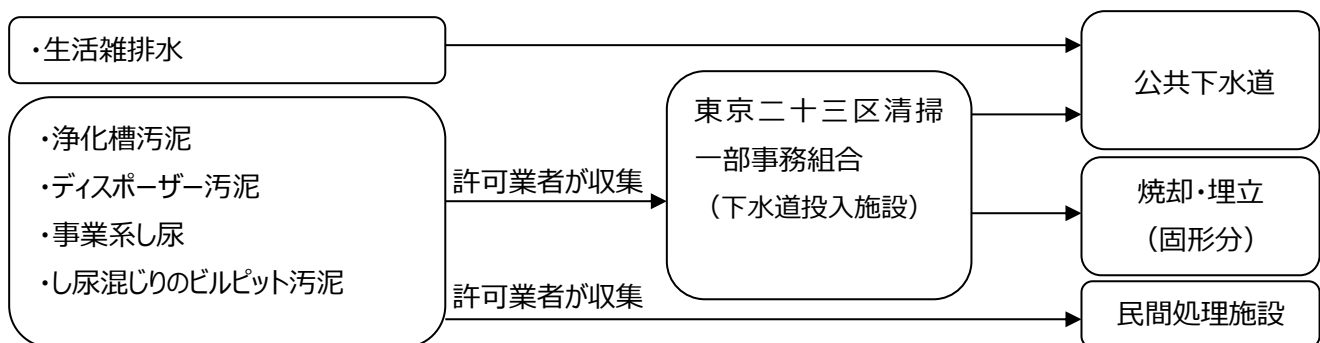
区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水*については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿やし尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行います。

3 処理方法

現在、家庭からのくみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、区が収集・運搬を行います（平成 25 年度から新宿区内で発生する家庭からのし尿は、近隣区との共同処理としました）。

浄化槽汚泥、デスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬し、処分は、東京二十三区清掃一部事務組合*又は一般廃棄物処分の許可業者が行っています。

図表 6-2 生活排水処理の流れ



資料編

資料 1 ごみ・資源の処理の流れ

(1) 収集・運搬

① 区の収集形態

区の収集形態は、下表のとおりです。

事業系ごみは事業者自らが処理することが原則ですが、排出するごみが日量 50kg 未満の小規模事業者については、一部、家庭ごみと同様に行政が収集を行っています。事業系のごみ・資源の収集はいずれも有料です。

資料編図表 1-1 収集形態

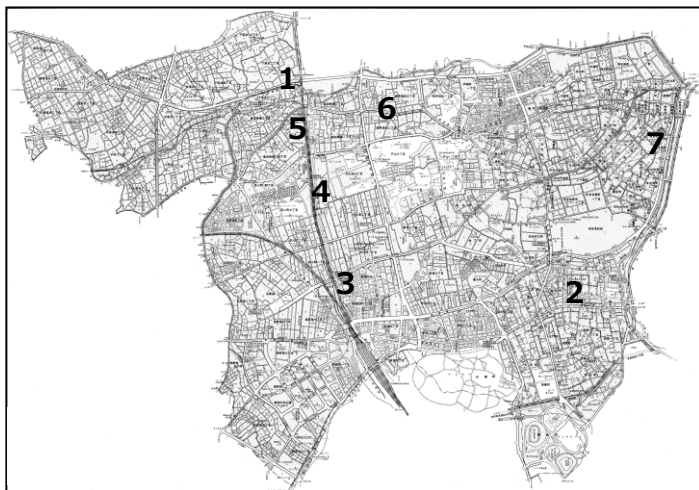
区分	内容	収集回数	収集場所	事業者※	
燃やすごみ	厨芥、紙ごみ、容器包装以外のプラスチック、ゴム、皮革製品	週 2 回 (一部繁華街週 6 回)	集積所	○	
金属・陶器・ガラスごみ	金属、陶器、ガラス等	月 2 回	集積所	○	
資源	古紙回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック	週 1 回	集積所	○
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	週 1 回	集積所	○
	びん・缶・ペットボトル	びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル	週 1 回	集積所	○
	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶・カセットボンベ	週 1 回	集積所	○
	紙パック	紙パック	週 1 回	集積所	○
			随時	区施設等の回収拠点	—
	白色トレイ	白色トレイ	週 1 回	集積所	○
			随時	区施設等の回収拠点	—
	乾電池	乾電池	週 1 回	集積所	○
			随時	区施設等の回収拠点	—
使用済小型電子機器等	携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、ポータブルカーナビ、電子辞書、電卓、リモコン・ケーブル・A C アダプター	随時	区施設等の回収拠点	—	
水銀使用製品	蛍光灯等	月 2 回	集積所	○	
粗大ごみ	家具、電化製品等の大型ごみ	申込制	家の前	—	

※○の項目については、事業系有料ごみ処理券を貼付することで、小規模事業者の排出を認める。

集積所…区内約 25,893 箇所（令和 4 年 4 月現在）

② 区内のリサイクル清掃施設

資料編図表 1-2 区内のリサイクル清掃施設



【収集運搬作業拠点】

- 1 新宿清掃事務所
- 2 新宿東清掃センター
- 3 歌舞伎町清掃センター

【金属・陶器・ガラスごみの中継施設】

- 4 新宿中継・資源センター

【3R 施策推進の活動拠点】

- 5 新宿リサイクル活動センター
- 6 西早稲田リサイクル活動センター

【回収品一時保管場所】

- 7 若宮町ストックヤード

③ 区の収集運搬体制

燃やすごみと金属・陶器・ガラスごみの収集は、新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターの1所・2センターで、区有車両と雇上車両により行っています。また、粗大ごみの収集と、古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、紙パック、乾電池、白色トレイ、使用済小型電子機器等の資源回収は民間委託で、蛍光灯等水銀使用製品は区が回収を行っています。

収集運搬車両については環境面を配慮し、LPG車に加えハイブリッド車を、事務連絡用の車両の一部に電気自動車を導入しています。

④ 金属・陶器・ガラスごみの中継

金属・陶器・ガラスごみについては、新宿中継・資源センターで小型の収集車両から大型のコンテナに積み替え、運搬の効率化を図っています。この施設では、23区間の協定に基づき他区の金属・陶器・ガラスごみ（不燃ごみ）も受け入れています。

施設の運営にあたっては、排気、排水、騒音、振動対策に留意するとともに、定期的な環境調査を実施しています。

⑤ 粗大ごみの中継

粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターで予約を受け付け、民間委託により収集します。豊島区にある粗大ごみ中継所に運搬し、小型ダンプ車から中型プレス車に積み替え、粗大ごみ破碎処理施設へ運搬することで効率化を図っています。

(3) 中間処理

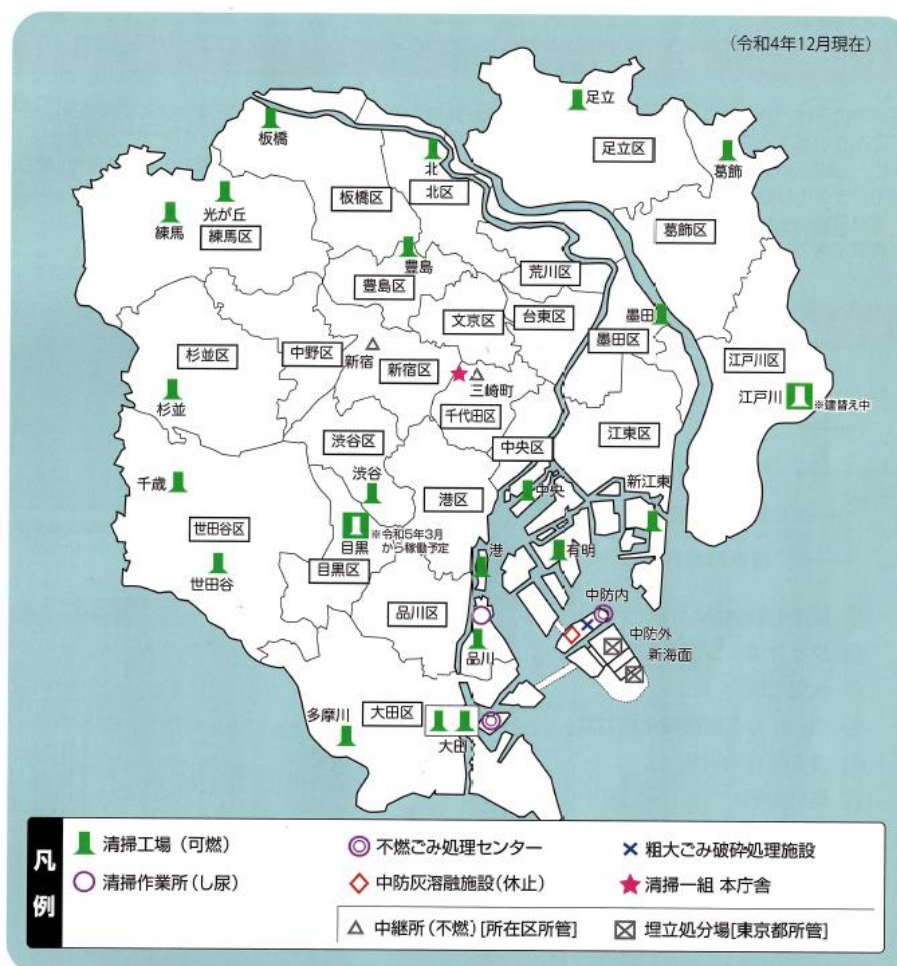
区が収集したごみや一般廃棄物処理業者や排出事業者自らが持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理します。東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみの焼却や破碎などの中間処理などを共同で行うために23区が設置した団体です。

燃やすごみは、清掃工場で焼却処理していますが、新宿区は区内に清掃工場がないため、他区にある清掃工場に運搬します。燃やすごみは焼却することで焼却灰となり、容積は約1/20になります。この焼却灰については、セメント原料化等により資源化しています。

金属・陶器・ガラスごみは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで破碎した後、鉄・アルミを回収しています。

粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎し、鉄を回収した後、可燃部分を焼却しています。

資料編図表 1-3 施設配置図



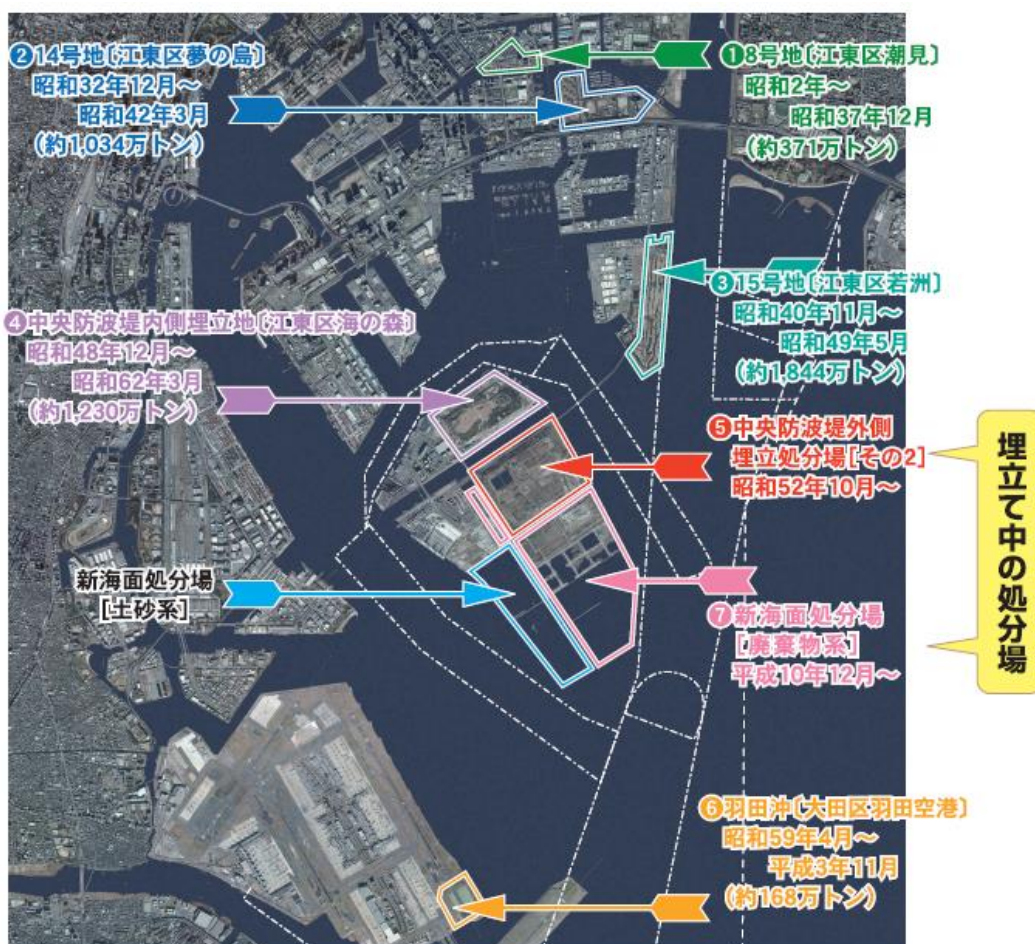
(提供：東京二十三区清掃一部事務組合)

(4) 最終処分

燃やすごみの焼却灰や破碎した金属・陶器・ガラスごみ、不燃系粗大ごみ等は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分します。

ごみの埋立処分にあたっては、飛散防止や汚水処理等の環境対策が図られています。新海面埋立処分場は、23区最後の埋立処分場であることから、残された貴重な埋立処分場をできるだけ長く使うため、23区と東京二十三区清掃一部事務組合はごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。

資料編図表 1-4 埋立時期と埋立量



(提供：東京都港湾局)

(5) 資源の処理

区が回収する古紙、無色と茶色のガラスびん、缶類、ペットボトル、白色トレイ、乾電池、使用済小型電子機器等については、区が委託する民間事業者が処理しています。容器包装プラスチック及び無色と茶色以外のガラスびんについては、容器包装リサイクル法による指定法人ルートを利用し、再商品化しています。容器包装リサイクル法では、中身を販売するため容器や包装を使う「製造・利用事業者」に再商品化を義務付けています。

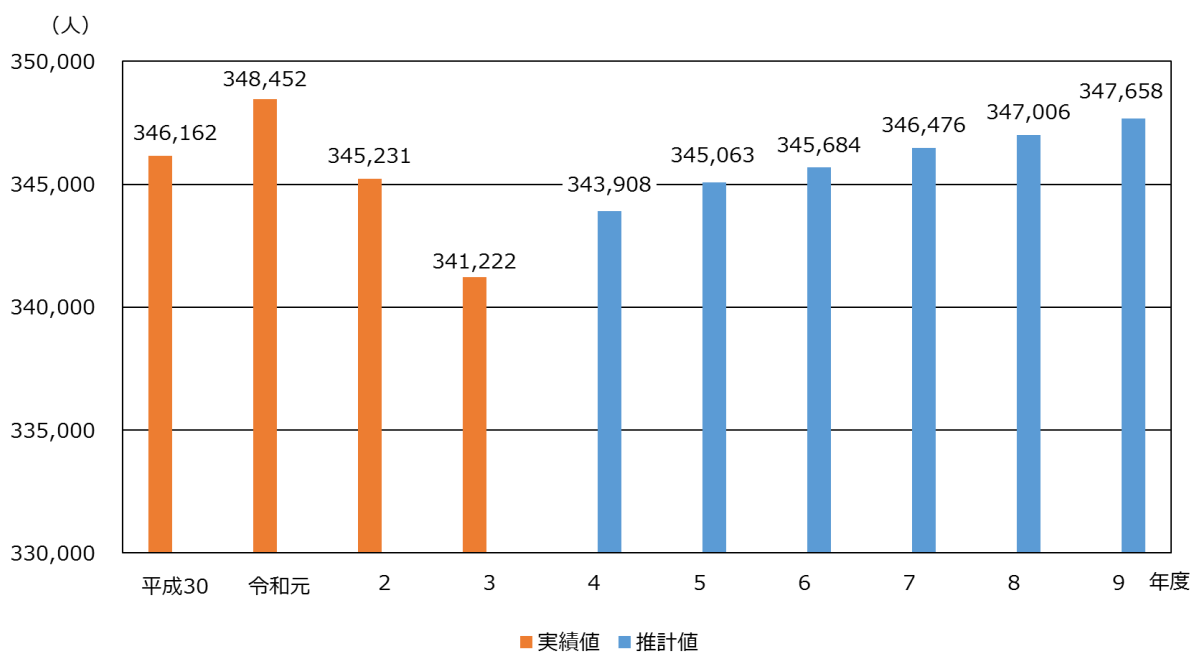
資料2 将来推計

(1) 人口推計

本計画で用いる人口の推計値は図表 2-1 のとおりです。

※推計値は新宿区自治創造研究所の試算を利用しています。

資料編図表 2-1 人口推計（各年度の1月1日時点）



(2) 現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 廃棄物対策課）」に基づき、①区収集ごみ量、②資源回収量、③持込ごみ量についてトレンド法（過去の実績に回帰式を当てはめ、実績値の延長線上に予測値を設定する方法）により推計しました。

※①区収集ごみ量及び②資源回収量については、区民一人 1 日あたりの量（原単位）を推計し、③持込ごみ量については年間排出量を推計しています。

トレンド法で用いる回帰式は、以下の 5 式のいずれかとし、極端な増減傾向を示さないこと、過去の実績と大幅な乖離が生じていないことを考慮し、採用する回帰式を選択しました。

指数近似式： $y=ae^{bx}$	y：資源・ごみ量
線形近似式： $y=ax+b$	x：経過年数
対数近似式： $y=a \ln(x)+b$	a、b、c：係数
多項式近似式： $y=ax^2+bx+c$	$\ln(x)$ ：自然対数
累乗近似式： $y=ax^b$	

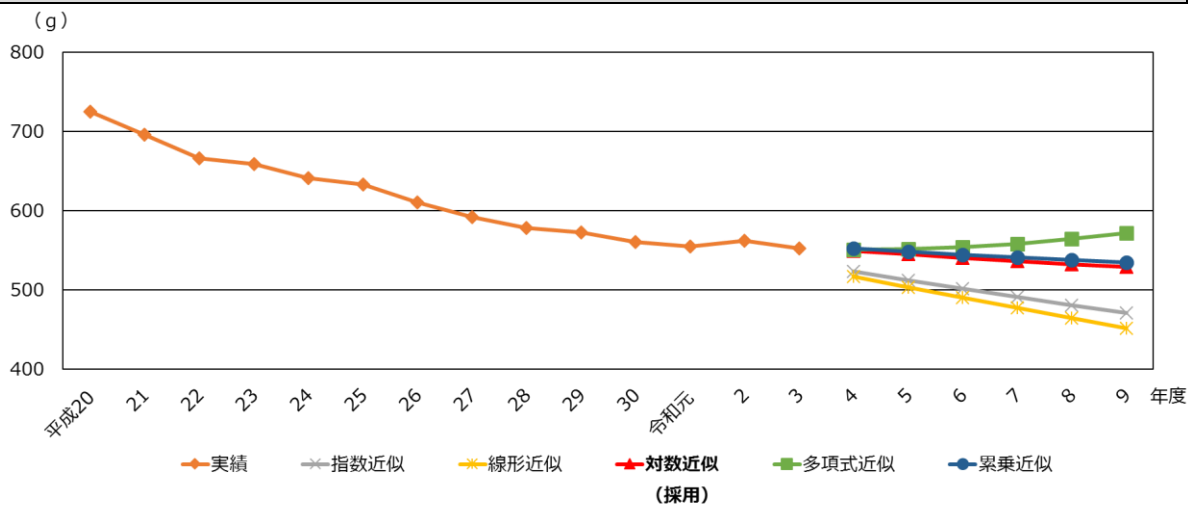
①区収集ごみ量

サーマルリサイクル、容器包装プラスチックの資源回収を本格導入した平成 20 年度以降のごみ量からトレンド法により推計を行いました。

回帰式については、対数近似式を採用しました。

また、「令和 3 年度 資源・ごみ排出実態調査」の結果に基づく、区収集ごみ中の家庭系・事業系の割合を用いて、区収集ごみ量の家庭ごみ量、事業系ごみ量を算出しました。

資料編図表 2-2 区収集ごみ量（区民一人 1 日あたり）の推計

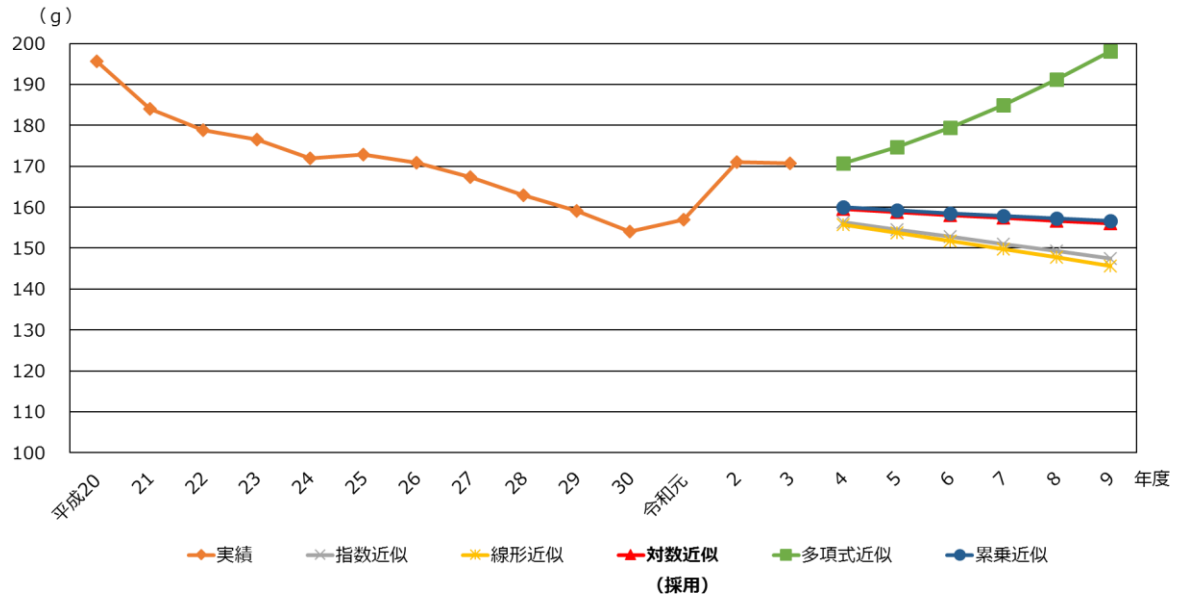


②資源回収量

サーマルリサイクル、容器包装プラスチックの資源回収を本格導入した平成 20 年度以降のごみ量からトレンド法により推計を行いました。

回帰式については、対数近似式を採用しました。

資料編図表 2-3 資源回収量（区民一人1日あたり）の推計

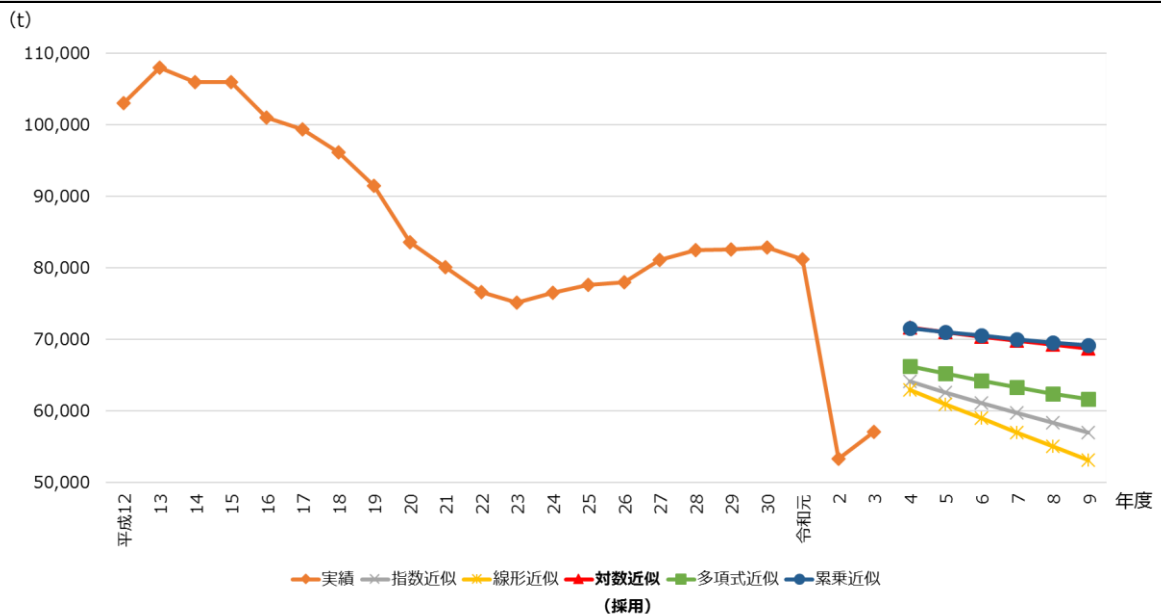


③持込ごみ量

清掃移管後の平成 12 年度以降のごみ量からトレンド推計を行いました。

回帰式については、対数近似式を採用しました。

資料編図表 2-4 持込ごみ量の推計



以上より、推計した資源・ごみ量の推計値は図表 2-5 のとおりとなります。

資料編図表 2-5 現状のまま推移した場合の資源・ごみ量の推計値

種別／年度	実績値			
	平成30	令和元	2	3
人口（人）	346,162	348,452	345,231	341,222
区収集ごみ量（t）…【a】	70,693	70,719	70,805	68,762
区民一人1日あたり（g/人日）	560	555	562	552
持込ごみ量（t）…【b】	82,870	81,223	53,295	57,085
区民一人1日あたり（g/人日）	656	637	423	458
ごみ総排出量（t）…【a+b】	153,563	151,942	124,100	125,846
区民一人1日あたり（g/人日）	1,215	1,191	985	1,010
資源回収量（t）…【c】	19,464	20,007	21,548	21,309
区民一人1日あたり（g/人日）	154	157	171	171
総排出量（t）…【a+b+c】	173,027	171,949	145,648	147,156
区民一人1日あたり（g/人日）	1,369	1,348	1,156	1,182
資源化率（%）…【c/(a+c)】	21.6%	22.1%	23.3%	23.6%

種別／年度	推計値					
	4	5	6	7	8	9
人口（人）	343,908	345,063	345,684	346,476	347,006	347,658
区収集ごみ量（t）…【a】	68,914	68,830	68,134	67,785	67,382	67,311
区民一人1日あたり（g/人日）	549	545	540	536	532	529
持込ごみ量（t）…【b】	71,615	70,985	70,381	69,801	69,242	68,704
区民一人1日あたり（g/人日）	571	562	558	552	547	540
ごみ総排出量（t）…【a+b】	140,529	139,815	138,515	137,586	136,624	136,015
区民一人1日あたり（g/人日）	1,120	1,107	1,098	1,088	1,079	1,069
資源回収量（t）…【c】	20,084	20,081	19,936	19,855	19,885	19,850
区民一人1日あたり（g/人日）	160	159	158	157	157	156
総排出量（t）…【a+b+c】	160,613	159,895	158,451	157,440	156,509	155,865
区民一人1日あたり（g/人日）	1,280	1,266	1,256	1,245	1,236	1,225
資源化率（%）…【c/(a+c)】	22.6%	22.6%	22.6%	22.7%	22.8%	22.8%

※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

(3) 本計画に掲げる施策を推進した場合の計画目標の設定

本計画に掲げる取り組む施策項目のうち、特に下記図表 2-6 の項目を推進した場合の資源・ごみの変化量を推計し、計画目標を設定しました。計画目標を達成した場合の資源・ごみ量は図表 2-7 のとおりとなります。

なお、持込ごみ量については、区収集ごみ量と同様の減量目標を達成すべきものとして、削減率を9%として推計しました。

資料編図表 2-6 項目ごとの資源・ごみの変化量

項目	①	②	③	計
区民一人1日あたり 区収集ごみ量	-74 g	-4 g	-7 g	-85 g
区民一人1日あたり 資源回収量	74 g	-	7 g	81 g

①燃やすごみ中の資源（古紙等）の分別徹底

燃やすごみに混入している資源のうち、最も高い割合を占める古紙について、特に分別を徹底させることを目標とします。

R3 燃やすごみ実績量		燃やすごみ中の古紙混入率		削減量
64,498 t	×	14.3%	=	<u>9,223 t</u>

↓

削減量	R3 人口	年間日数	単位換算	削減量（一人1日あたり）
9,223 t	÷ 341,222 人	÷ 365 日	× 1,000,000	≡ 74 g

②食品ロス削減の推進

食品ロス削減推進計画における計画目標を達成した場合の令和9年度までの家庭系食品ロス削減量を区民一人1日あたりの削減量に換算して算出します。

削減量	R3 人口	年間日数	単位換算	削減量（一人1日あたり）
530 t [※]	÷ 341,222 人	÷ 365 日	× 1,000,000	≡ 4 g

※4,390 t（令和3年度実績）－3,860 t（令和9年度目標値）＝530 t

③プラスチックごみの発生抑制、プラスチック製品の資源化

R3 燃やすごみ実績量		燃やすごみのプラ製品混入率		削減量
64,498 t	×	1.4%	=	<u>903 t</u>

削減量	R3 人口	年間日数	単位換算	削減量（一人1日あたり）
903 t	÷ 341,222 人	÷ 365 日	× 1,000,000	≡ 7 g

資料編図表 2-7 項目ごとの資源・ごみの変化量

種別/年度	令和3 (2021)	令和9 (2027)	
	【実績値】	【推計値】	【目標値】
人口 (人)	341,222	347,658	347,658
区収集ごみ量 (t) …【a】	68,762	67,311	56,496
区民一人1日あたり (g/人日)	552	529	444
持込ごみ量 (t) …【b】	57,085	68,704	57,711
区民一人1日あたり (g/人日)	458	540	454
ごみ総排出量 (t) …【a+b】	125,846	136,015	114,207
区民一人1日あたり (g/人日)	1,010	1,069	898
資源回収量 (t) …【c】	21,309	19,850	30,157
区民一人1日あたり (g/人日)	171	156	237
総排出量…【a+b+c】	147,155	155,865	144,364
区民一人1日あたり (g/人日)	1,182	1,225	1,135
資源化率 (%) …【c/(a+c)】	23.6	22.8	34.8

※計画目標は **黄色** 部分

※人口推計については、新宿自治創造研究所の推計結果を使用

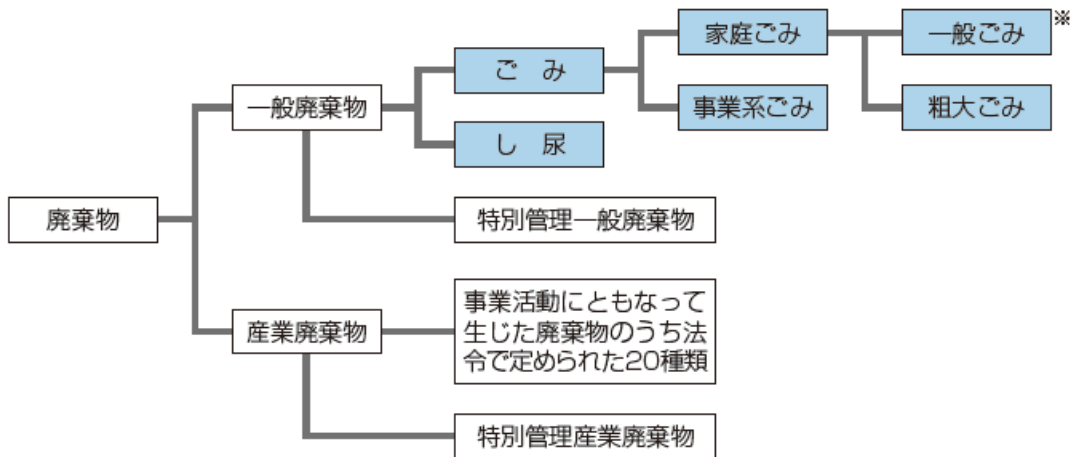
※端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。

資料3 用語解説

あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類され、下図網掛け項目のことを指す。



※燃やすごみ、金属、陶器、ガラスごみなど

医療系廃棄物

医療関係機関等から排出される廃棄物のことであり、人が感染する恐れのある病原体が含まれている可能性がある感染性廃棄物と感染のおそれのない非感染性廃棄物に分類される。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の温度を高く保つ、温室効果をもつ大気圏にある気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなどの7物質が定められている。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、産業革命以降、その量が増加したため、地球温暖化へ影響を与えていると言われている。

か行

海洋プラスチック

廃棄されたプラスチックが適正に処理されず、環境中に流出し、海洋に流出した廃プラスチックのこと。生態系を含めた海洋環境への影響や船舶航行への障害などの被害が懸念されており、世界的に問題となっている。

拡大生産者責任

従来自治体などの行政が負担していたごみリサイクル処理費用を、主たる事業者である生産者に負担してもらうという考え方。これにより製品の設計段階での環境配慮の促進が期待される。また、市場経済を通じた生産者からの消費者への価格転嫁という形で、最終的には消費者が負担するという仕組み。

国連食糧農業機関（FAO）

国連システムの中にあり、食料の安全保障と栄養、作物や家畜、漁業と水産養殖を含む農業、農村開発を進める先導機関。



再利用計画書

事業用大規模建築物所有者が、建築物から排出される廃棄物の再利用に関する計画を作成したもの。区の条例に基づき、年に1度作成し、区長に提出しなければならない。

事業用大規模建築物

区条例により、事業用途部分の延床面積 1,000 m²以上の建築物を「事業用大規模建築物」と定義。これらに「廃棄物管理責任者の選任」「再利用計画書の提出」「再利用対象物保管場所の設置」等の義務を課すとともに、区職員が立入指導を実施している。

資源循環型社会

製品が廃棄物になることが抑制され、また循環資源になった場合の適正利用、循環資源にならない場合の適正処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際開発目標。目標12として、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられ、食品ロスの削減等を先進国が率先して取り組むことが謳われている。

資源集団回収

区民が10世帯以上集まり、回収品目・場所・日時を決め、不用になったものを回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動。

循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

新宿区食品ロス削減協力店登録制度

食品ロスを削減する取組に賛同し、協力を得られる事業者を「食品ロス削減協力店」として登録する制度。協力店では、（１）料理の量の調節を希望する客への積極的な対応、（２）ばら売りや量り売り等による食料品販売、（３）閉店時間間際等の値引販売、（４）持ち帰り希望者への積極的な対応、（５）食品廃棄物の食品リサイクル施設でのリサイクル処分の実施、（６）売れ残り・規格外商品等の有効活用、（７）食品ロス削減の啓発 などの取組を行っている。協力店の情報は区の公式ホームページなどで公開している。

新宿区 3 R 推進協議会

資源循環型社会の構築に向け、3 R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を効果的に推進するために、平成 20（2008）年 4 月に、区民、事業者、区の三者で設立した協議会。

レジ袋の辞退など、環境に配慮した行動をポイントに換算して貯める「新宿エコ自慢ポイント」や 3 R 推進キャンペーンイベントを実施しています。また、平成 21（2009）年には「3 R 協働宣言」を行うなど、新宿からエコな暮らしを発信している。

3 R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表し、平成 12（2000）年の循環型社会形成推進基本法において、考え方が導入された。

【Reduce（リデュース）】

発生抑制。マイバックでの買い物や詰め替え商品の利用など、ごみになるものを減らすこと。

【Reuse（リユース）】

再使用。修理する、他の用途に転用する、必要な人に譲るなど工夫して繰り返し使うこと。

【Recycle（リサイクル）】

再生利用。処分する際にごみと分別し、再生資源として活用すること。

3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

生活排水

家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称したもの。

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは、温室効果ガスの排出量と植物等による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていること。

ゼロカーボンシティは、2050年にCO₂を実質排出ゼロにすることを旨を首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。



厨芥

厨房（台所）から出る調理くずや残飯などのごみ。

中間処理

燃やすごみの焼却処理、金属・陶器・ガラスごみの破碎・選別処理など、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に影響が出ないようにする処理。

ディスポーザー

調理用の流し台の下部に接続している排水設備に直接取り付ける生ごみ粉碎機。生ごみは、粉碎後、水と共に下水に流され処理される。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成12年4月に特別区が地方自治法第284条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体で、特別区内から発生する一般廃棄物の中間処理を行っている。管理者は、特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、清掃工場等の運営に係る経費は、特別区の花担金（主にごみ量による花担金）、清掃工場搬入時に徴収する手数料、資源の売却等の歳入により賄っている。

東京二十三区清掃協議会

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行するため、東京 23 区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した協議会。

は行

廃棄物管理責任者

区の条例に基づき、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当する者。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化、清潔保持による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に「清掃法」を全面的に改めて制定され、昭和 46 年 9 月に施行された法律。

排出者責任

廃棄物の排出者が、その適正なりサイクル等に関する責任を負うべきという考え方。

ビルピット汚泥

排水を下水放流前に一時的に貯留する排水槽（ビルピット）に堆積した汚泥。

フードシェアリング

何もしなければ廃棄され食品ロスとなる商品を消費者のニーズとマッチングさせることで、食品ロスを削減する取組。

フードドライブ

各家庭で余った食品を受け入れ、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて提供する活動。

フードバンク

ボランティア団体や NPO 団体が、市場に流通させることができない余剰食品を食品メーカーなどから無償で譲り受け、必要とする施設等へ配布する仕組み。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律。

プラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品）についても再商品化できる仕組みが設けられ、区は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように区民に周知するよう努めなければならないこととされている。

プラスチック使用製品廃棄物

使用済プラスチック使用製品が廃棄物となったもの。

ふれあい指導

区民・事業者との対話を中心とするきめ細かなふれあいを大切にした指導方法。地域での排出指導や資源・ごみ集積所の設置に関する調整は、この方法を基本に実施している。

ま行

持込ごみ

事業者が自ら、または一般廃棄物処理業者に委託して、清掃工場等の中間処理施設に搬入する事業系ごみ。

や行

容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7 年制定、平成 9 年 4 月に施行された法律。家庭から排出される容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに資源の有効利用を図るための法律。

容器包装プラスチック

容器包装とは、商品の容器（入れ物）や包装（包み、袋）のこと。容器包装プラスチックとは、商品を取り出した後や使った後に不用となるプラスチック製の容器や包装のこと。

資料4 資源・ごみ排出実態調査（令和3年度概要版）

1 調査概要

（1）調査目的

資源・ごみ集積所及びモニター世帯・事業所から回収した資源・ごみについて、資源・ごみの組成、資源の混入率、排出量等を調査・分析し、新宿区内から発生する資源・ごみの排出実態を把握することにより、「一般廃棄物処理基本計画」の改定及び「食品ロス削減推進計画」の策定の基礎資料、排出指導及び普及啓発等に活用することを目的とした。

（2）調査内容

① 家庭ごみ組成分析調査

家庭から資源・ごみ集積所（一部「戸別収集」を含む）に排出された資源・ごみを回収し、組成割合や資源の混入率を調査した。

- 調査対象：戸別収集地区、外国人の居住が多い地区、住商混合地区、単身者集合住宅地区、戸建住宅地区、集合住宅地区（管理人排出）（計6地区）から選定した資源・ごみ集積所。
- 調査日程：令和3年9月21日（火）～28日（火）の7日間（日曜日を除く）。

② 家庭ごみ排出原単位調査

区内のモニター世帯から発生する一定期間のすべての資源・ごみを回収・分析し、区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（排出原単位）を算出した。

- 調査対象：戸建住宅地区及び集合住宅地区から選定した119世帯。
- 調査日程：令和3年9月14日（火）～20日（月）の6日間（日曜日を除く）。

③ 事業系ごみ排出原単位調査

区内のモニター事業所から発生する一定期間のすべての資源・ごみを回収・分析し、1事業所1日あたり及び従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（排出原単位）を算出した。

- 調査対象：地域特性の異なる地区から選定したモニター事業所（事業系有料ごみ処理券を貼付し、資源・ごみを区に排出している事業所）106事業所。
- 調査日程：令和3年9月8日（水）～14日（火）の6日間（日曜日を除く）。

④ 事業所アンケート調査

事業系ごみ排出原単位調査のモニター事業所を対象に、資源・ごみの排出状況及びごみの減量・リサイクルの取組状況等のアンケート調査を行った。

- 調査日程：事業系ごみ排出原単位調査終了後の令和3年9月13日（月）～14日（火）に配布を行い、後日返送する方法で10月1日（金）を返送期限とした。

※ 図表中の合計値は端数処理により一致しない場合がある。

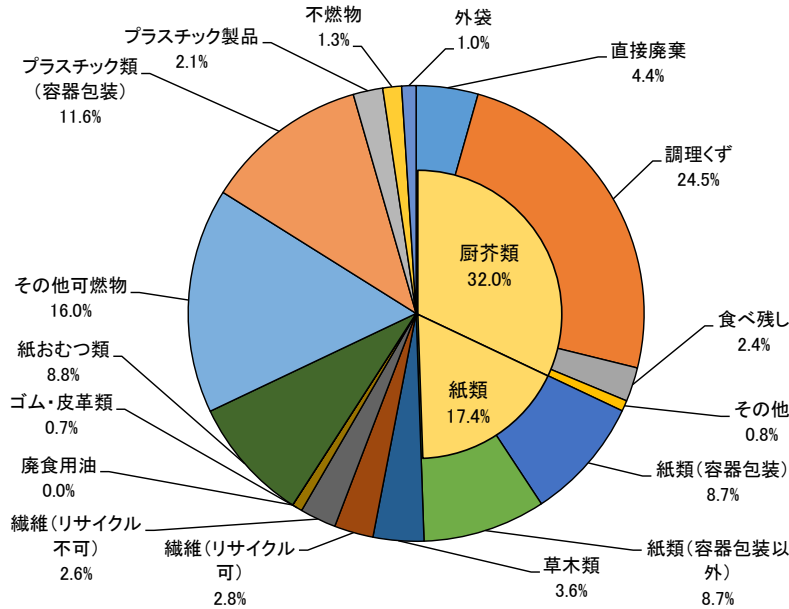
※ 図表中で「0（ゼロ）」と表示されている箇所は、表示されている桁数よりも小さい値がある場合を示す。

2 家庭ごみ組成分析調査

(1) 燃やすごみの組成割合

燃やすごみの組成割合は、「調理くず」が 24.5%と最も多く、次いで、「その他可燃物」が 16.0%、「プラスチック類（容器包装）」が 11.6%となっている。燃やすごみ中の不燃物の割合は 1.3%、外袋の割合は 1.0%となっている。

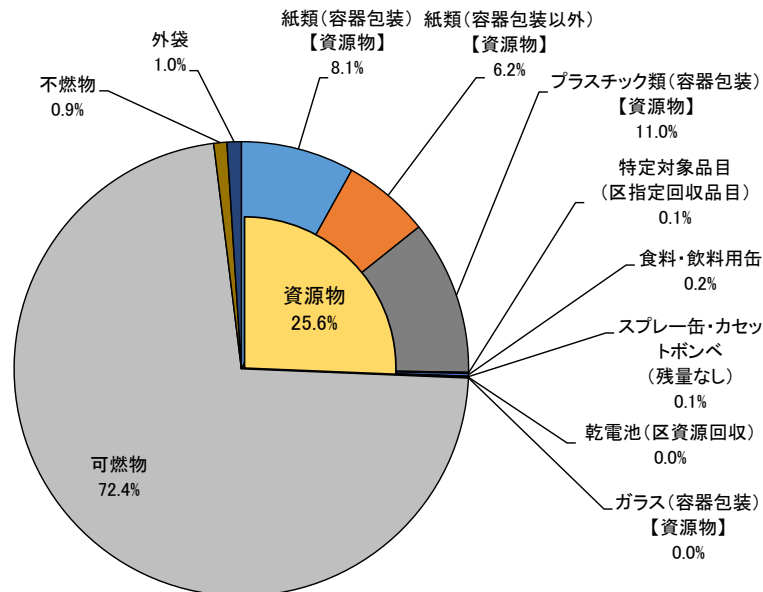
図表 1 燃やすごみの組成分析結果（全体）



(2) 燃やすごみに含まれる資源物等の混入割合

リサイクル可能な資源物の混入割合は 25.6%となっており、資源物は、「プラスチック類（容器包装）」が 11.0%と最も多く、次いで、「紙類（容器包装）」が 8.1%、「紙類（容器包装以外）」が 6.2%含まれている。

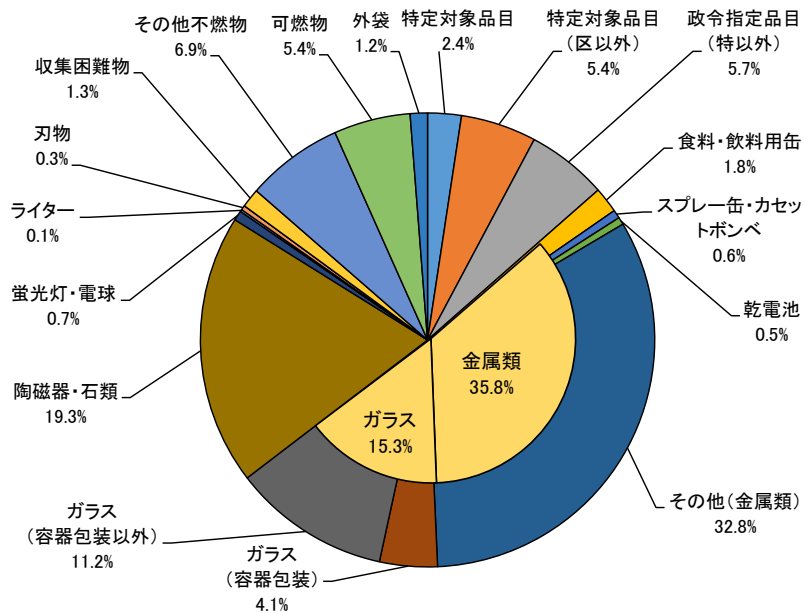
図表 2 燃やすごみに含まれる資源物等の混入割合（全体）



(3) 金属・陶器・ガラスごみの組成割合

金属・陶器・ガラスごみの組成割合は、「その他（金属類）」が 32.8%と最も多く、次いで、「陶磁器・石類」が 19.3%、「ガラス（容器包装以外）」が 11.2%となっている。金属・陶器・ガラスごみ中の可燃物の割合は 5.4%、外袋の割合は 1.2%となっている。

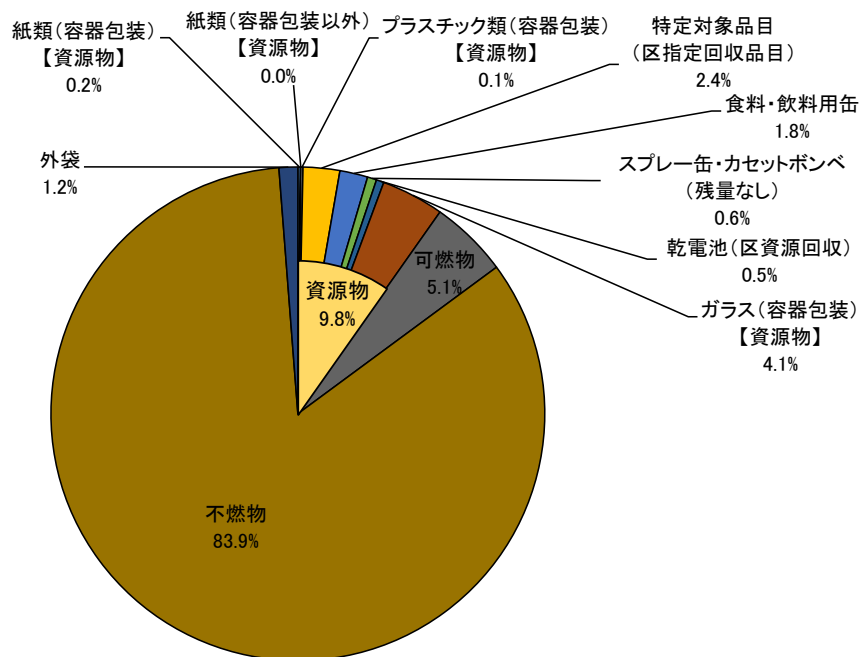
図表3 金属・陶器・ガラスごみの組成分析結果（全体）



(4) 金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物等の混入割合

リサイクル可能な資源物の混入割合は 9.8%となっており、資源物は、「ガラス（容器包装）」が 4.1%と最も多く、次いで、「特定対象品目（区指定回収品目）」が 2.4%、「食料・飲料用缶」が 1.8%含まれている。

図表4 金属・陶器・ガラスごみに含まれる資源物等の混入割合（全体）

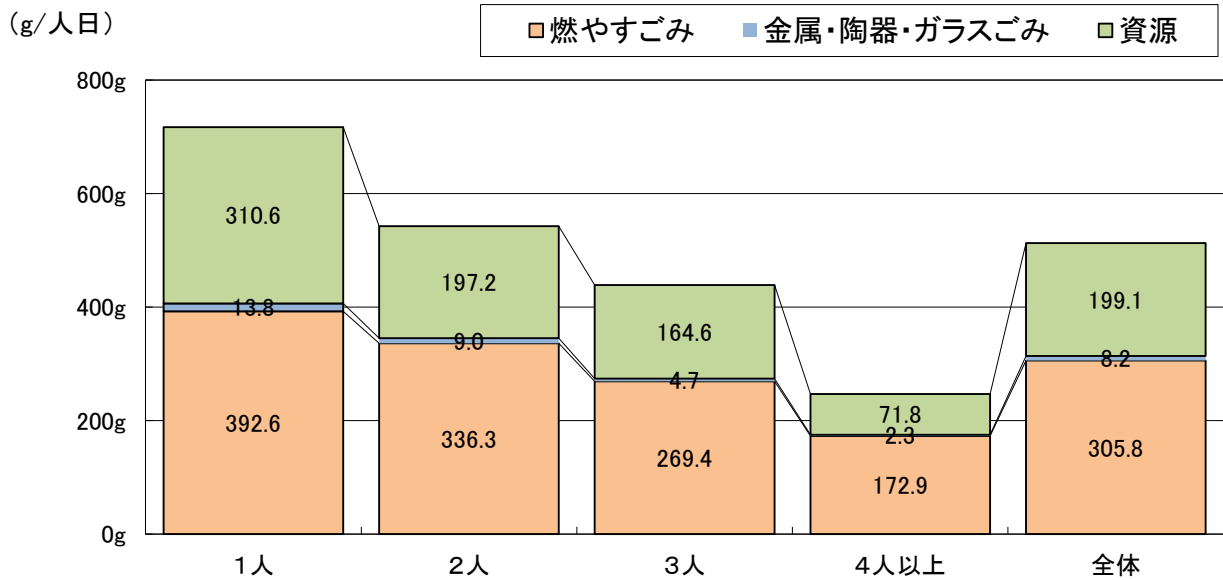


3 家庭ごみ排出原単位調査

(1) 区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（世帯人数別）

区民一人1日あたりの資源を含むごみの排出量は、全体で 513.0 g/人日となっている。

図表5 区民一人1日あたりの資源・ごみの排出量（世帯人数別）



(2) 平成28年度排出原単位調査との比較

平成28年度調査と比較すると、家庭ごみの排出原単位は、燃やすごみは 9.5 g/人日増加、金属・陶器・ガラスごみは 9.1 g/人日減少、資源は 17.0 g/人日減少となっている。

図表6 平成28年度排出原単位調査との比較

単位: g/人日

	平成28年度	令和3年度	増減
燃やすごみ(a)	296.3	305.8	9.5
金属・陶器・ガラスごみ(b)	17.3	8.2	-9.1
資源(c)	216.1	199.1	-17.0
資源を含むごみ(a+c+c)	529.7	513.0	-16.7
資源を除くごみ(a+b)	313.6	313.9	0.3

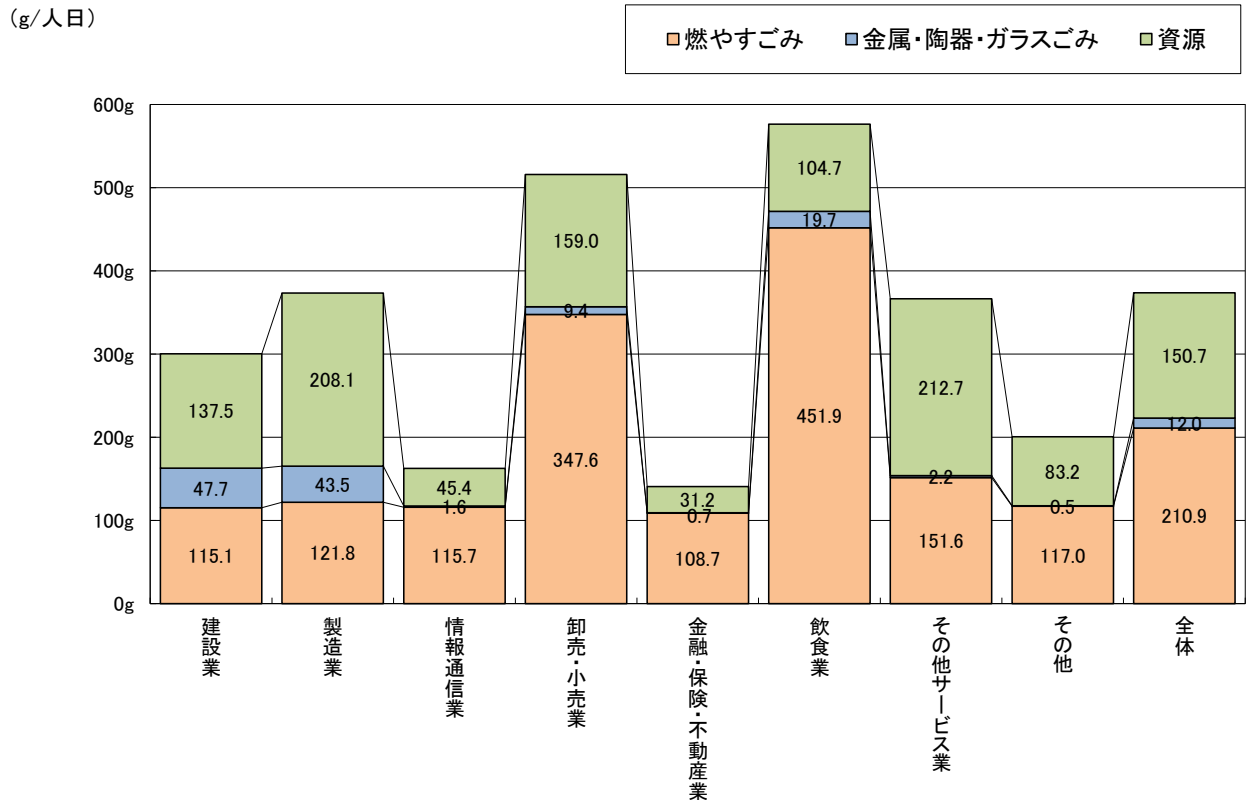
※平成28年度の資源量は「びん・缶類等」、「古紙・容器包装プラスチック」、「拠点回収に排出している資源」の合計

4 事業系ごみ排出原単位調査

(1) 従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）

燃やすごみは「飲食業」が最も多く 451.9g/人日、金属・陶器・ガラスごみは「建設業」が最も多く 47.7g/人日、資源は「その他サービス業」が最も多く 212.7g/人日となっている。「飲食業」の燃やすごみの内、71.9%は厨芥類である。また、資源の排出が最も少なかったのは「金融・保険・不動産業」の 31.2g/人日であった。

図表7 従業員一人1日あたりの資源・ごみの排出量（業種別）



(2) 平成28年度排出原単位調査との比較

平成28年度調査と比較すると、従業員一人1日あたりの排出原単位は、燃やすごみは 95.0g/人日減少、金属・陶器・ガラスごみは 5.6g/人日減少、資源は 62.5g/人日増加となっている。

図表8 平成28年度排出原単位調査との比較

単位:g/人日

	平成28年度	令和3年度	増減
燃やすごみ(a)	305.9	210.9	-95.0
金属・陶器・ガラスごみ(b)	17.6	12.0	-5.6
資源(c)	88.2	150.7	62.5
資源を含むごみ(a+c+c)	411.7	373.5	-38.2
資源を除くごみ(a+b)	323.5	222.9	-100.6

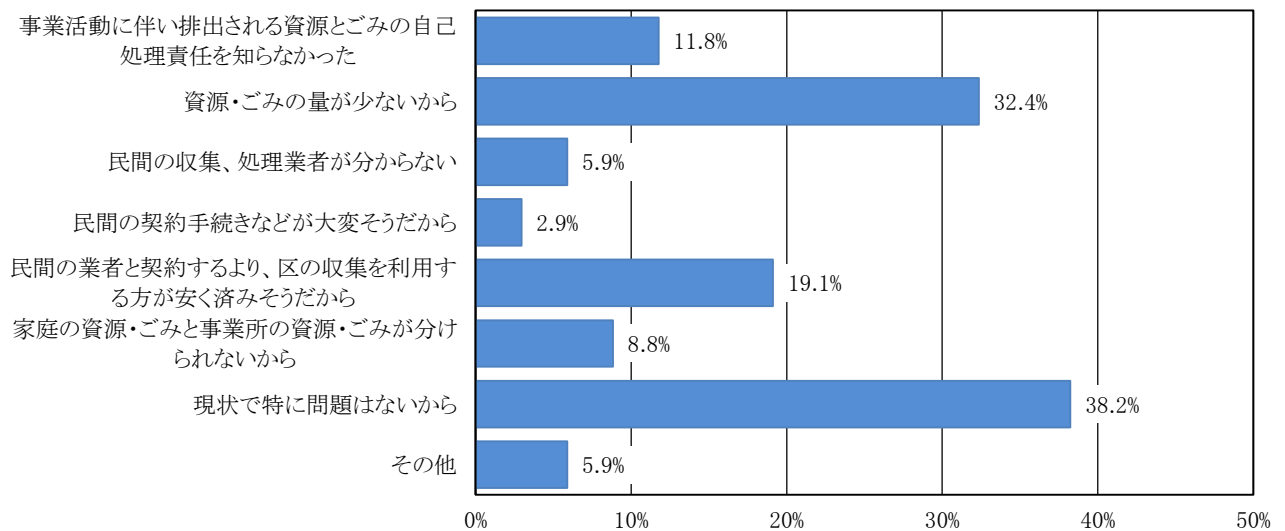
※平成28年度の資源は「びん・缶類等」、「古紙・容器包装プラスチック」の合計

5 事業所アンケート調査

(1) 区の収集に出している理由

「現状で特に問題はないから」が 38.2%で最も多いが、「事業活動に伴い排出される資源とごみの自己処理責任を知らなかった」が 11.8%、「民間の収集、処理業者が分からない」が 5.9%であり、区の啓発や情報提供の余地があると思われる。

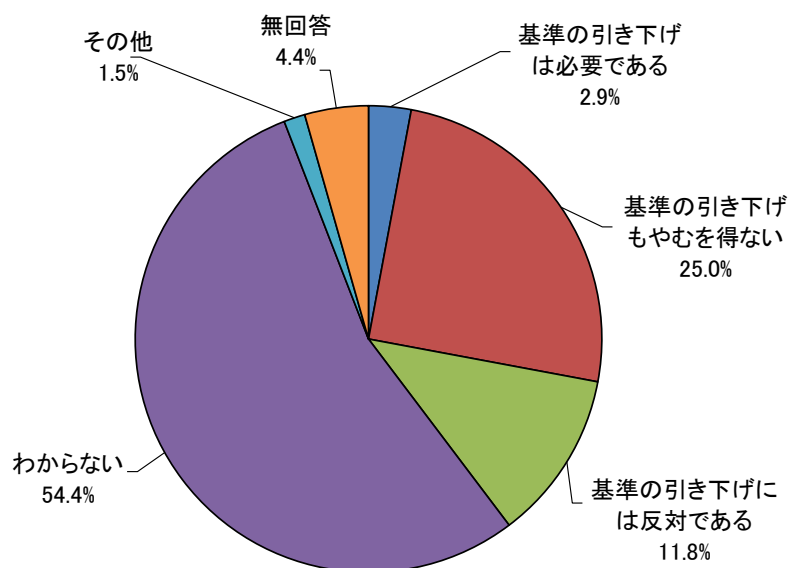
図表 9 区の収集に出している理由



(2) 「日量 50 kg未満」の基準の引き下げ

「わからない」が 54.4%で最も多く、次いで「基準の引き下げもやむを得ない」25.0%、「基準の引き下げには反対である」11.8%となっているが、「基準の引き下げは必要である」と「基準の引き下げもやむを得ない」を合計した肯定的な回答が 27.9%となっている。

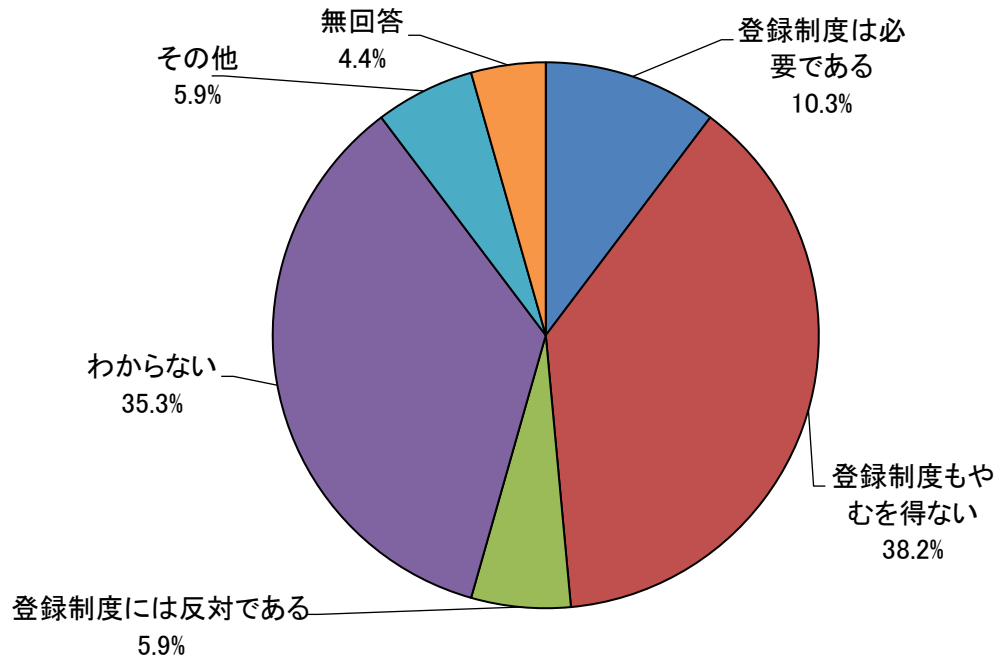
図表 10 「日量 50 kg未満」の基準の引き下げ



(3) 排出事業者の登録制度の導入

「登録制度もやむを得ない」が 38.2%で最も多く、次いで「わからない」35.3%、「登録制度は必要である」10.3%となっているが、「登録制度は必要である」と「登録制度もやむを得ない」を合計した肯定的な回答が 48.5%となっている。

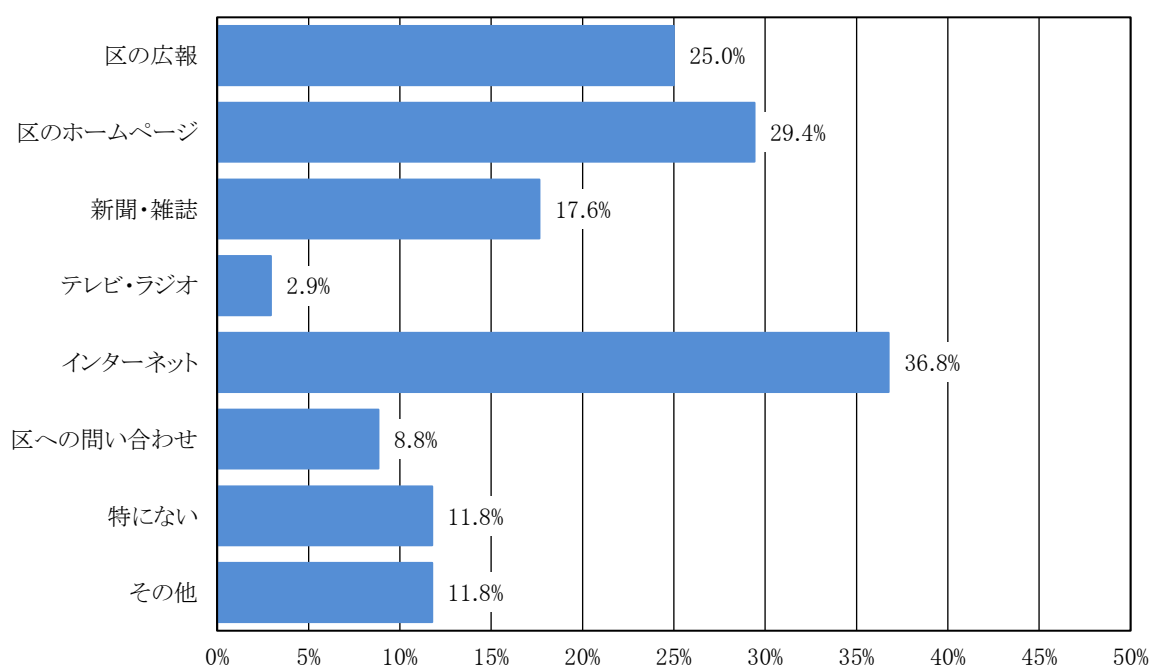
図表 11 排出事業者の登録制度の導入



(4) ごみの減量やリサイクルに関する情報の入手方法

「インターネット」が 36.8%で最も多いが、「区のホームページ」29.4%、「区の広報」25.0%、「区への問い合わせ」8.8%となっており、区の情報提供が必要なが分かる。

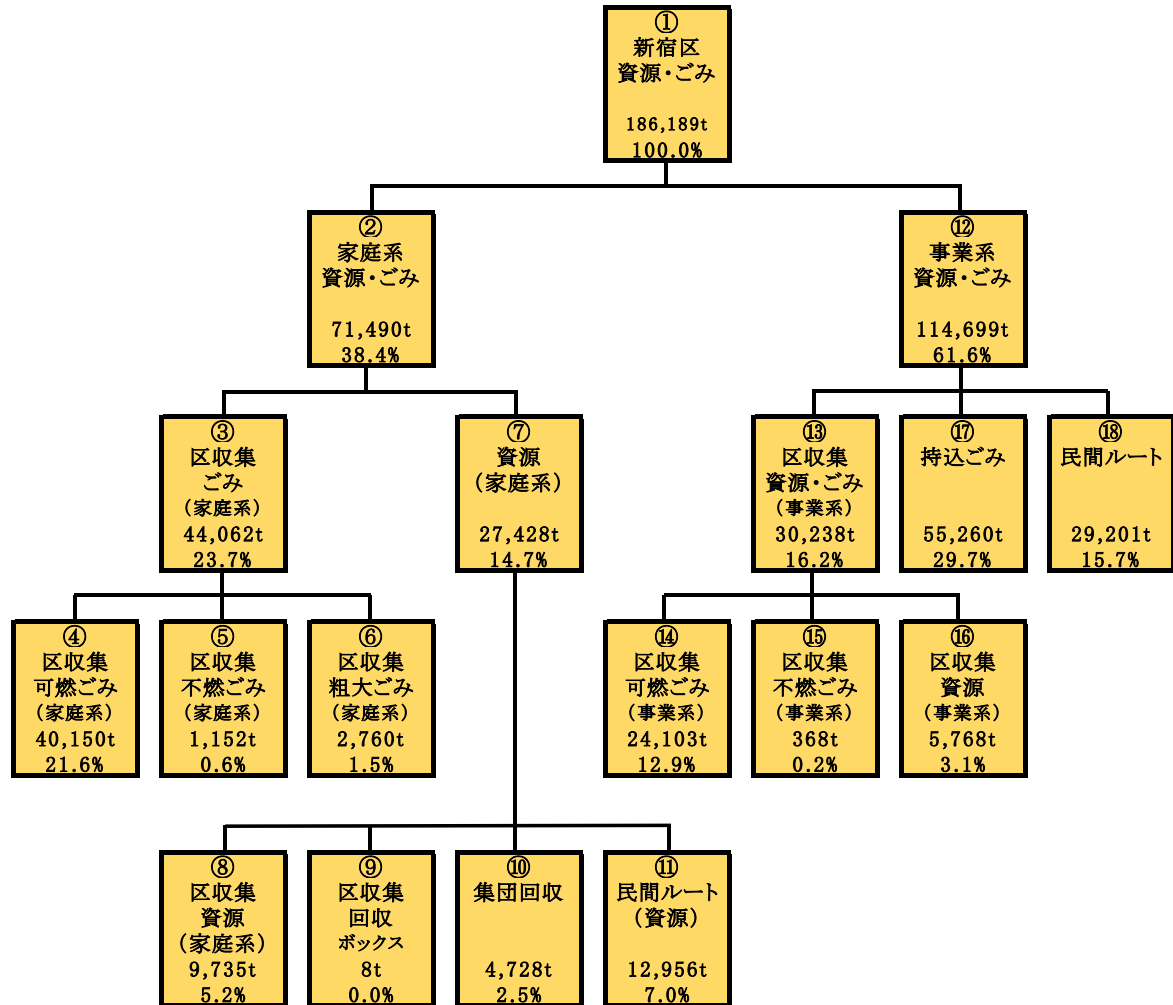
図表 12 ごみの減量やリサイクルに関する情報の入手方法



6 新宿区のごみの発生量の推計

新宿区から発生する令和 3 年度の資源・ごみ量は、全体で約 186,189 t と推計する。内訳は、家庭系が約 71,490 t で 38.4%、事業系が約 114,699 t で 61.1%となっている。

図表 13 新宿区における令和 3 年度の資源・ごみの発生・処理フロー



	ごみ	資源	合計
家庭系	44,062t	27,428t	71,490t
事業系	79,731t	34,969t	114,699t
合計	123,793t	62,396t	186,189t

		ごみ	資源	合計
公共関与	直接(区収集)	68,533t	15,511t	84,044t
	間接	55,260t	4,728t	59,988t
民間ルート		-	42,157t	42,157t
合計		123,793t	62,396t	186,189t

資料5 新宿区リサイクル清掃審議会委員名簿

No			委員名	団体名等
1	学識経験者	会長	小野田 弘 士	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授
2		副会長	崎 田 裕 子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
3		委員	奥 真 美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
4	区内事業者	委員	松 川 英 夫	新宿区商店会連合会
5		委員	露 木 勝	東京都資源回収事業協同組合新宿支部
6		委員	藤 井 練 和	東京廃棄物事業協同組合
7		委員	唐 沢 吉 治	牛込スーパー・コンビニエンス協議会
8		委員	安 井 潤一郎	新宿区生鮮三品小売店連絡会
9		委員	森 まり子	東京商工会議所新宿支部
10	区内関係団体	委員	松 永 健	新宿区町会連合会
11		委員	吉 江 淑 子	新宿区消費者団体連絡会
12		委員	板 本 由 恵	新宿区婦人団体協議会
13		委員	吉 川 ゆり子	四谷清掃協力会
14		委員	松 永 多恵子	牛込清掃協力会
15		委員	福 本 弘	新宿西清掃協力会
16		委員	高 野 健	新宿区エコライフ推進協議会
17	公募委員	委員	石 橋 朋 子	
18		委員	上 野 昭 子	
19		委員	尾 町 仁 美	
20		委員	反 田 麻 理	
21		委員	渡 邊 翠	
22	区	委員	村 上 道 明	環境清掃部長

新宿区環境都市宣言

私たちには、健康と、安全そして快適な環境で生活する権利があります。

私たちには、環境にやさしい暮らし方や、ともに生きるための新しい役割を考えながら、かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいく責務があります。

私たちは、東京の新都心にあつて、歴史的、文化的資源や貴重な自然が残されている新宿区で、うるおいとやすらぎのある環境を創造していくことを決意しました。

私たちは、「環境を考え行動する人々が、ともに生き、集うまち、新宿区」の実現を心から希求し、ここに、新宿区が環境都市であることを宣言します。

- 私たちは、毎日の暮らしが地球環境と密接な関係にあることを自覚し、いつでも環境を良くすることを考えて行動します。
- 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進につとめ、限りある資源を大切にします。
- 私たちは、自然環境とのきずなを深め、さまざまな生物がともに生きる環境づくりをめざします。
- 私たちは、すべての人びとと地球のめぐみを分かちあい、地域を超えたつながりを大切にします。

平成6年6月5日 **新宿区**

新宿発「エコなくらし」 3R協働宣言

私たちはこれまで、便利さを求める中で大量のごみを発生させ、環境に大きな負荷を与えてきました。そして今、限りある資源を次の世代に引き継いでいくため、また、地球温暖化の防止を図るため、ごみの減量化に向けた取り組みが各所で進められています。

新宿区は、31万人の区民、77万人の昼間人口を有し、また国内最大規模の繁華街や高層ビル群、乗降者一日370万人の新宿駅を抱える大都市です。この地に集う私たちは、未来の地球と子どもたちのために強く連携して、新宿区が「エコなくらし」をともに創る街であることを広く周知し、“3R”（リデュース・リユース・リサイクル）の更なる推進に取り組んでいきます。

私たちは、持続可能な循環型社会の構築に向け、買い物などにおける“3R”の推進に協働で取り組み、新宿から「エコなくらし」を発信していくことを宣言します。

- 1 事業者である私たちは、以下の活動に取り組めます。
 - (1) レジ袋・紙袋・包装紙等の容器包装の削減
 - (2) 店頭回収等による自主回収・リサイクルの推進
 - (3) 3Rに配慮した商品の積極的な販売
 - (4) 店舗や事業所から出るごみの減量化、適正な分別及びリサイクルの推進

- 2 区民団体である私たちは、以下の活動に取り組めます。
 - (1) 事業者の3R推進に向けた取り組みに対する理解と協力
 - (2) 区民・来街者に対する3Rの推進についての普及、啓発
 - (3) 自らのライフスタイルにおける更なる3Rの推進

- 3 新宿区は、以下の活動に取り組めます。
 - (1) 3R推進に向けた普及啓発及びその他の取り組みに係る体制の整備、拡充
 - (2) 事業者、区民団体による3R推進活動についての広報
 - (3) 庁舎や事業所から出るごみの減量化、適正な分別及びリサイクルの推進
 - (4) その他、3Rに関する区民団体・事業者間の調整等

以上宣言する取り組みについて、私たちはそれぞれが具体的な行動計画を作り、着実に推進していきます。

平成21年10月3日

株式会社 アブアブ赤札堂
株式会社 いなげや
株式会社 グルメシティ関東
株式会社 京王ストア
コープとうきょう
株式会社 三徳
株式会社 ピーコックストア
株式会社 マルエツ
丸正チェーン商事株式会社

株式会社 ファミリーマート
ミニストップ 株式会社

株式会社 伊勢丹
株式会社 小田急百貨店
株式会社 京王百貨店
株式会社 高島屋 新宿店
株式会社 丸井 新宿店
株式会社 三越 新宿アルコット店
株式会社 ルミネ

新宿区商店会連合会
新宿区生鮮三品特販組合

四谷清掃協力会
牛込清掃協力会
新宿西清掃協力会
新宿区消費者団体連絡会
新宿区婦人団体協議会
新宿区エコライフ推進協議会
NPO法人 新宿環境活動ネット
新宿区のリサイクルを考える会
新宿環境リサイクル活動の会
早稲田大学環境総合研究センター

新宿区



新宿区 ゼロカーボンシティ表明

近年、全国各地で地球温暖化の影響と考えられる記録的な猛暑や台風の巨大化等による災害が多発しており、私たちの生活基盤を揺るがす事態となっています。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

我が国においても、令和2年10月の内閣総理大臣所信表明で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が宣言されました。

こうした状況にあって、区が率先して地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すことで、区内におけるCO₂排出削減をより一層促進させていくとともに、国が目指す「経済と環境の好循環」にもつなげていく必要があります。

区は、区民・事業者等と一体となって連携・協力しながら、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現に向けて取り組むことを、ここに広く表明します。

令和3年6月5日
新宿区長 吉住 健一

新宿区一般廃棄物処理基本計画（改定）
令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

印刷物作成番号
2022-11-3915

発行年月 令和5（2023）年2月
編集・発行 新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話 5273-3318 Fax5273-4070

※古紙が含まれる再生紙を使用しています。